

新宿区・地域との協働推進計画



平成16年3月

新宿区

はじめに

地方分権の時代です。区は、区民の皆さまの一番身近な自治体として、自治の能力と体力を身に付けるとともに、多くの皆さまとの協働で「暮らしやすい地域社会」を創っていくことが求められています。

そのためには、区政も変わらなければなりません。

私は、現場現実からの発想、区政の透明性を高めること、そして区民の皆さまとの協働を、区政運営のキーワードとしています。

少子高齢社会への対応、安全で安心なまちづくり、環境にやさしい美しいまちづくりなど、区が抱える重要な課題を解決するには、ひとり行政だけで成し得るものではありません。地域のあらゆる資源を効果的に活用する「地域ぐるみ」の対応が必要です。即ち、地域を構成する多くの人たちとの協働によって、はじめて解決への道筋が確かなものとなっていくと言えましょう。

21世紀は、誰もが無理のない身の丈に合った範囲で、様々な形で公共に関わり、地域に関心を持ち、主体的に地域づくりに参画し、誰かの役に立つことに喜びを感じることのできる時代であって欲しいと、心から願っています。

この「新宿区・地域との協働推進計画」は、こうした区政の課題を踏まえ「協働を推進する環境づくり」「区政への区民参画の推進」「協働と参画を進める区の組織のあり方」の三つの側面から、具体的で実効性のある仕組みづくりをまとめたものです。

多様性をもつ新宿のまちで、様々な形の公共への関わりを用意し、協働を通じて誰もが自主的に参画することのできる、柔軟で選択性のある新しい「都市型のコミュニティづくり」に、多くの区民の皆さまと一緒に、全力で取り組んでまいりたいと思います。

平成 16 年 3 月

新宿区長

中山 弘子

目 次

計画の基本的考え方	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	1
今、なぜ協働なのか	3
1 「協働」その社会的背景	3
(1)住民と行政に求められる新たな関係	
(2)進む少子高齢社会	
(3)社会への参加意識	
(4)広がるボランティア・NPO活動	
(5)情報公開と情報技術の進展	
(6)多様な顔をもつ都市・新宿	
2 「協働」その基本目標	5
(1)多様で新たな区民ニーズへの対応	
(2)区民の参画意識と主体的な区民活動の促進	
(3)行政の体質改善	
3 「協働」その基本原則	6
(1)相互理解	
(2)自主・自立性	
(3)対等の関係	
(4)目的の共有	
(5)関係の公開性	
(6)関係の見直し	
新宿区・地域の現状と課題	8
〔ともに支え合う地域づくり〕	
〔安全・安心なまちづくり〕	
〔環境保全〕	
〔コミュニティ活動の推進〕	

協働を推進する環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- 1 多くの人たちが出会い協働を推進するために
- 2 地域の自主的な活動を支えるために
- 3 社会貢献活動への理解とネットワークを広げるために
- 4 人材の発掘・地域活動の担い手を養成するために
- 5 多角的な情報提供のために
- 6 協働事業を広げるために

区政への区民参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 1 特別出張所「課題別地域会議」の推進
- 2 特別出張所と地域センター

協働と参画を進める区の組織のあり方・・・・・・・・・・ 18

- 1 総合的な課題への対応
- 2 積極的な情報の収集と発信
- 3 事業の総点検と事業評価制度
- 4 組織風土の改革

今後の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

- 1 仕組みづくり推進プラン・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 平成16年度・協働事業への取り組み・・・・・・・・ 23
- 3 協働イメージ図及び協働事例・・・・・・・・・・・・ 29

資料編

- ・用語集 (p39)
- ・「協働」その社会的背景 に関する新宿区のデータ (p41)
- ・新宿区における『社会貢献的な活動団体』に関するアンケート調査報告書(概要版)
(p43)
- ・第27次地方制度調査会答申(抜粋)平成15年11月13日 (p51)
- ・新宿区協働推進計画策定委員会開催関係資料 (p57)
- ・庁内ワーキンググループ関係資料 (p64)
- ・新宿区地図 (巻末別冊)

本文中、*印が付されている語句は、資料編「用語集」に解説を掲載しています。

計画の基本的考え方

1 計画の目的

新宿区基本構想（平成9年）は、新宿区の将来像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」と定めています。また、区の後期基本計画においても、「区民と行政のパートナーシップによるまち」づくりに、重点的に取り組むこととしています。

この「地域との協働推進計画」は、区民との協働や区政への区民参画などを具体的に進めるための、「仕組みづくり」をまとめたものです。いわば、今後の実施指針となるものです。

2 計画の位置付け

この計画は、今後区政の各分野で、積極的に協働を推進していくために策定したものです。この計画で示した取り組み方向をしっかりと根づかせるために、「きっかけづくり」を果たすのが、この計画の役割です。

3 計画の構成

この計画は、「計画の基本的考え方」「今、なぜ協働なのか」「新宿区・地域の現状と課題」「協働を推進する環境づくり」「区政への区民参画の推進」「協働と参画を進める区の組織のあり方」「今後の取り組み」の7章から構成されています。

第 章では、「協働」の社会的背景、基本目標、基本原則を示し、

第 章では、新宿区の主要な施策の中から、実際の地域の状況を通じて、協働の必要性が具体的に理解できるよう例示しています。

第 章では、協働を積極的に推進するために、「場所・人・情報・資金」など、それぞれの場面に応じた「仕組みづくり」を、

第 章では、地域の自治意識を高めるために、特別出張所と地域センターを活かした、新たな区民参画の場の「仕組みづくり」を、

第 章では、地方分権時代の区政を積極的に推進するために、行政全体の水準向上を目指した、柔軟で総合力を発揮できる「組織づくり」を、

第 章では、協働を進めるための「仕組みづくり推進プラン」と、16年度において各部が実施する予定の協働事業・協働事例を、それぞれまとめてあります。

今、なぜ協働なのか

社会の変化と人々の意識の変容は、地域社会の課題をより一層複雑で多様なものにしていきます。

これら複雑多岐にわたる課題を解決し、暮らしやすい地域社会を築いていくには、行政が持つ「場所・人・情報・資金」などの限りある資源だけで対応するのは困難です。地域の様々な人々が協力し合い、地域の人々にとって、柔軟で選択性のある、効果的な解決の手段を創りあげることが強く求められています。

幸い、人々の社会貢献活動への参加意欲は高まりを見せています。

地域社会を構成する多くの人たちと行政が、持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら、共通する課題の解決に努めていく。そして、暮らしやすい地域社会を、ともに創りあげていく。今、協働が求められています。

1 「協働」その社会的背景

(1) 住民と行政に求められる新たな関係

地域住民の行政施策への積極的な参画による自己決定権の拡充や、様々な住民活動と行政による多様な住民ニーズへの対応など、地方分権の時代を迎えて、住民と行政の新たな関係に基づいた地域社会づくりが求められています。

(2) 進む少子高齢社会

少子化の進展にともない、次の時代を担う子どものために、家庭・地域・学校・事業者などと行政が一体となって、子育て支援の取り組みをする必要性が一層増しています。

同時に高齢社会が進む中、介護保険制度の導入により、介護が必要な高齢者に対する援助の仕組みは整いつつありますが、地域では、引きこもりがちな高齢者に対する見守りや仲間づくり活動の必要性が高まっています。

す。一方、多くの健康で活動的な元気高齢者自らが、地域の中で主体的な活動が行えるシステムづくりも求められています。

(3) 社会への参加意識

余暇時間の増大や自己実現意欲の高まりにより、住民の社会への参加意識の潮流は着実に広まっています。これまでの町会・自治会*といった地域での活動に加え、福祉・生涯学習・環境美化・文化活動といった幅広い分野における社会貢献活動*が行われています。

(4) 広がるボランティア・NPO*活動

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災をきっかけとした、ボランティア・NPO活動の高まりは目覚ましいものがあります。これを契機に、平成10年(1998年)に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され、これにより多くの非営利活動団体は、法人格取得の途が開かれ、活躍の場が広がりました。

現在、新宿区に主たる事務所があるNPO法人は300にも及び、福祉・社会教育などの分野で地域での取り組みが行われています。さらに、国際協力・災害救助といった幅広い分野で広域的な活動も活発に行われています。

(5) 情報公開と情報技術の進展

行政の情報公開を求める住民の意識は高まっています。行政情報の積極的な公開は、住民への説明責任を果たすとともに、行政の透明性を高め政策形成過程への住民参画の拡大につながります。

また、情報技術の進展により、住民と行政の情報共有の時間的・距離的な障害が取り除かれ、インターネットでのホームページや電子メールなどの活用で、様々な形のネットワークが広がっています。

(6) 多様な顔をもつ都市・新宿

新宿区は、外国人 2 万 8 千人を含め約 3 0 万の人口を抱え、昼間人口は 80 万人にも及ぼうとしています。

また、新宿駅を中心としたビジネス街と繁華街、江戸の歴史的資源を数多く残した地域、みどりに囲まれた住宅地域、多くの外国人が暮らす多文化共生の地域、学生街など、新宿は様々な顔を持った多様性のある都市を形成しています。

2 「協働」その基本目標

(1) 多様で新たな区民ニーズへの対応

今、区民生活では、安全・安心なまちづくり、環境保全、子育て支援など様々な分野で、それぞれの地域の実情に即した課題への取り組みや、区民のライフスタイルや考え方の違いから生じる、多様できめ細かなニーズへの対応が求められています。

これらのニーズに対応するには、画一的で公平性に重点を置いた行政サービスだけでは、十分対応できません。

こうした変化の中で、多くの区民・団体の知恵と力を生かした協働によって、様々な課題を発見し、共に考え問題の解決を図っていくことが、地域の人々にとって選択性のある、効率的なサービスの提供につながります。

(2) 区民の参画意識と主体的な区民活動の促進

これからの地域づくりは、多くの区民の参画と、その主体的な活動に支えられたものであることが大切です。

地域を構成する多くの区民が区政への関心を高め、様々な場面で区政に参画し一緒に考え行動することにより、区民と区政の距離が縮まり区民の自治意識が育まれることになるからです。

また、多様な主体がお互いの価値観や立場の違いを認め合い、持てる力を自主的・効果的に出し合いながら協働を進めることで、主体的な区民活動や地域での支え合い意識を生み、コミュニティの形成につながります。

(3) 行政の体質改善

これからの行政は、地域からの発想に基づいた政策展開を中心とするように、その体質を改善しなければなりません。

区民・地域団体・ボランティア・NPO・事業者などと区が、対等なパートナーシップを基本とする協働を推進していくためには、これまでの区の仕事の内容や進め方を、改めて見直さなければなりません。

前例踏襲の仕事のやり方や行政組織の縦割りの弊害を克服し、より生活者の視点に立った柔軟で総合力を発揮できる行政へと、絶えず体質改善を図ることが必要です。

3 「協働」その基本原則

(1) 相互理解

地域を構成する様々な主体が協働を推進するためには、それぞれの立場や特性を理解し尊重し合いながら信頼関係を築くことが、何よりも大切なことです。お互いの理解を深めながら協働を進めることが原則です。

(2) 自主・自立性

社会貢献活動は、誰からも強制されることのない自主的な活動が基本です。また、責任を分かち合いながら継続的な活動が行えるために自立性を高めることも重要です。

自主性を尊重し自立性のある活動が協働を進める原則です。

(3) 対等の関係

異なる立場や価値観、目的を持った様々な主体が協働を進めるためには、お互いを認め合い対等な立場に立つよう努めることが必要です。

それぞれが持つ「資金力・情報量・スタッフ」といった資源の大きさなどに左右されずに、主体的に持てる力を出し合う対等なパートナーシップが協働の原則です。

(4) 目的の共有

目的の共有が図られたときに協働が始まります。そのためには、それぞれの主体が持つ目的の中から共通の目的を見出し、一致した目的を明確にし、ネットワーク化を図りながら協働を進めることが原則です。

(5) 関係の公開性

広く区民や団体の理解とサポートが得られる協働を進めるには、その活動内容や取り組みの経過が常に開かれたものであり、透明性の高いものでなければなりません。目的や支援・役割のあり方、また実施後の効果などの情報が、分かりやすく公開されることが協働の原則です。

(6) 関係の見直し

柔軟性を持ち発展的な協働を進めるためには、その事業や活動内容が客観的に評価され見直しを行うことが大切です。

協働の関係が硬直化したり既得権化することのないように、一定時期に協働の関係を見直すことが原則です。

新宿区・地域の現状と課題

暮らしやすい地域社会を創りあげるためには、地域を構成する多様な主体が様々な形で地域課題の解決に参画する、協働の地域社会づくりを進めていく必要があります。

ここでは、いくつかの主要な施策課題から、協働が求められる地域の現状などを具体的に見ていきます。

〔ともに支え合う地域づくり〕

心のふれあう、おもいやりのある「ともに支え合う地域社会」は、世代・性別・国籍・障害の態様を超えた多くの区民が、手を携え協働した結果として築き上げられるものです。

区民の主体的な活動と、そして区も一体となった取り組みが必要です。

少子化・核家族化の進展の中で、次世代を担う子どもを育てていくためには、親の働き方や多様なライフスタイルへの対応、一人親などが持つ孤独感・悩みごとの解消など、きめ細かなニーズに柔軟に対応することが求められています。

区では、保育園・児童館・保健センターなどが連携し、乳幼児の親子を対象とした、幼児サークルや子育ての講座・相談事業を実施していますが、多様化する子育てニーズに十分対応したものとはなっていない面もあります。地域の中では、子育ての経験や知恵を生かした自主的なグループが立ち上がりを見せ、区との協働による事業の展開が始まっています。しかし、情報の収集や仲間集めといった課題を抱えているのも現実です。

また、多くの区民の活動に支えられた、青少年が安心して楽しく交流を深めることができる遊び場や居場所づくりなど、子どもたちが健やかに育つための環境づくりも求められています。

地域で支え合いながら子どもを育てていく環境を整えていくためには、それぞれの家庭はもとより、地域住民・学校・ボランティア・NPO・事業者と区

が一体となった地域ぐるみでの対応が必要です。区民の意思が活かせる手法を取り入れた事業の展開や、多くの区民・団体が出会い課題解決にむけて協働していく、仕組みづくりが必要です。

新宿区では、平成19年(2007年)に65歳以上の高齢者は、人口の20%に達すると予測されています。急速な高齢化と同時に進む核家族化により、地域での一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯が増え続けています。

ボランティア活動を中心にした、地域での支え合いによる見守り体制や健康づくり活動への支援、孤立感を深める高齢者が「まち」に出て気軽に話し合いができる、場所の確保などが求められています。

今後は、「団塊の世代」を中心とした前期高齢者*が増えますが、これらの人々は、サービスの受け手としてだけでなく、NPO活動をはじめ社会貢献活動の担い手としても積極的に社会に参画し、多くの人たちとの交流を深めながら生活の生きがいを見出す世代でもあります。

また、地域の中には高齢者のみならず、何か自分に出来ることはないか、役に立つことはないかと、多くの区民がそのきっかけを探し求めています。

このような、参画意欲を持った区民との協働を一層進めるためには、様々な地域活動に積極的に参加できるきっかけづくりや、区民自らの企画やアイデアを生かす仕組みづくりなど、協働の機会を増やすことが必要です。

新宿区には、2万8千人に及ぶ様々な国籍を持つ外国人が居住しています。外国人も地域社会を構成する一員として、日本人と地域の課題を一緒に考え行動することが大切であり、そのための仕組みづくりが必要です。

地域では、文化・生活習慣の違いによる、「ごみの出し方などのまちの美化」「いざという時の防災対策」など、日常生活に多くの課題を抱えています。

一部の地域で、外国人との交流を深める取り組みが行われていますが、言葉や生活スタイルの違いから十分なコミュニケーションを図るのが困難な面も見られます。しかし、外国人の国籍に応じた多くの言語による情報の提供など、その全てを行政が担うには限界があります。

区の関係機関とボランティア・NPOとの連携による情報の収集・発信、防災や美化運動などのイベントの参加による、地域レベルでの交流機会の設定など、様々な出会いの場づくりを進める必要があります。

〔安全・安心なまちづくり〕

子どもに対する犯罪や引ったくり事件などの街頭犯罪、ピッキングなどによる侵入盗難事件の増加は、区民の安全・安心への不安を募らせています。

また、歌舞伎町周辺では、不良外国人や暴力団による組織的な犯罪が数多く発生しています。新宿区は、「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、協働して安全で安心なまちづくりを進めるために、区民・事業者・区及び関係機関の役割を定めた条例を制定しました。

犯罪の発生を事前に予防する地域ぐるみの用心や、日頃の危険箇所の点検などは、町会・自治会をはじめとする地域団体の「一声運動」や「見回り」などの地道な活動が基本であり、人々の自主的な活動を支えるための区の支援が必要です。また、日頃から地域に基盤を置いた多くの企業など、事業者の協力を得ることも大切です。

いつ起こるか分からない災害時の対応では、ボランティア・NPO・事業者の協力が不可欠であり、そのためには、日頃から各種の地域団体と様々な機会を捉えた交流を深めておくことが重要です。

〔環境保全〕

環境保全活動には、全ての区民が一体となった取り組みが求められます。

リサイクル・ごみの問題、みどりの保全や創出、省資源・省エネルギー対策、環境保全への学習・啓発などの多くの課題の解決には、区民・事業者・区が、それぞれの役割と責任を踏まえて連携の強化を図ることが必要です。

ごみの出し方や分別の不徹底、不法投棄などは、まちの美化を損ない住民同士のトラブルの原因ともなっています。また、「空き缶・吸い殻のポイ捨」では、地域住民以外に通勤・通学などの昼間区民や、繁華街への来街者によってもたらされるものも多く、新宿区の特性を示す課題となっています。

環境保全是、地域を構成する様々な人たちの自主的で継続的な活動と、社会貢献活動への理解が必要であり、ボランティア・NPO活動との連携、多くの区民に支えられた社会貢献活動への支援などの取り組みが必要です。

〔コミュニティ活動の推進〕

最近は、町会・自治会活動に加え、個人の関心やライフスタイルに合わせた交流や活動が益々増えてきています。また、自らの意思で主体的に取り組むボランティア・NPO活動と地域団体との連携協力による、地域活動も広がりを見せています。

地域のコミュニティの衰退が言われる中であって、生活に密着した地域の課題を解決するためには、そこに住み働く人たち自らが主体的活動によって、様々な形の地域社会づくりへ参画していくことが必要です。

誰もが、柔軟に出来る事から行動を起し、地域社会に関わる事が、都市化された地域でのコミュニティの再生を図ることにつながります。

多くの区民が出会い協働を進めるために、活動場所の確保をはじめ地域の様々な資源を活かした仕組みが必要です。

また、区民の区政への参画をより一層推進し、地域の自治意識を高めていくために、地域の中に新たな「参画の場」を創っていくことも大切なことです。

さらに、「協働」「参画」をより一層実効性のあるものにするために、区民の声に鋭敏に対応できる行政組織のあり方など、現場・現実を直視した、総合力に富んだ区政運営の確立を図ることも大切です。

協働を推進する環境づくり

協働を推進するためには、「場所・人・情報・資金」など、具体的なそれぞれの場面に応じて、様々な主体が相互に支え合うための、環境を整える取り組みが必要です。

1 多くの人たちが出会い協働を推進するために

区とNPOの協働を進めるにあたって、その事業目的にふさわしいNPOの紹介など、協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として、中間支援組織*の役割を果たす「協働支援会議」を設置します。また、社会福祉協議会*の力を生かした、地域でのボランティア活動を促進する仕組みを充実します。

〔具体的な取り組み〕

「協働支援会議」の設置

ボランティアコーナー*の設置

地域にある区の施設は、区民全体の財産です。その存廃や利用方法は、時代の変化を踏まえ、絶えず区民全体の利益に結びつくように運営される必要があります。協働を促進する観点から、施設の活用方法を検討します。

〔具体的な取り組み〕

地域センター*などの運営方法の見直し

学校などの公共施設の積極的な開放

2 地域の自主的な活動を支えるために

多くの区民・事業者を支えられたNPOへの財政支援を推進します。

〔具体的な取り組み〕

区民が支える「協働推進基金」の設置

補助金制度については、補助金等検討委員会の提言を受け、補助金の公平性・透明性を高めるために、交付期限の設定や公募制を取り入れるなど、協働の視点からの再構築を図ります。

〔具体的な取り組み〕

公募補助金制度の導入

地域の様々な課題に取り組む町会・自治会の活動を、より多くの区民や団体に理解してもらい、自主的な地域活動への参加など、その活動の輪が大きく広がるように、町会・自治会の活性化への取り組みを支援します。

〔具体的な取り組み〕

町会・自治会等活性化への支援

3 社会貢献活動への理解とネットワークを広げるために

安全・安心なまちづくり、環境保全など、各種の課題の解決に向けた協働を進めるためには、多くの区民・団体による「相互理解」や課題に対する「認識の共有」が大切です。理解や認識を深めるための情報交換や地域での行事など、様々な交流機会の充実を図ります。

〔具体的な取り組み〕

様々な主体の交流事業の拡大

多くの区民に協働への取り組みを理解してもらうために、区民・地域団体・ボランティア・NPO・事業者など、様々な主体との連携協力による講座・講演会などを開催します。

〔具体的な取り組み〕

社会貢献活動の理解促進講座・講演会の開催

4 人材の発掘・地域活動の担い手を養成するために

地域に根ざした自主的な活動を活発に展開するためには、NPOなど各団体の活発な活動のみならず、それら団体相互の連携を図っていくことも必要です。

また、公募による区の各種委員の拡充なども一層推進します。

〔具体的な取り組み〕

地域の中のコーディネーター養成支援

公募委員制度の拡充等

5 多角的な情報提供のために

協働の取り組み事例、社会貢献活動団体の活動状況、支援策などの情報を整理し、インターネットのホームページなどを活用し、区民にわかりやすい情報の提供を推進します。

〔具体的な取り組み〕

ホームページを活用した総合的な協働情報の収集・発信

地域センターの「情報ふれあい広場」を活用し、区民との連携協力のもとに、地域の課題や施設・行事情報、自主的な地域活動情報などを整備し、地域情報として提供します。

〔具体的な取り組み〕

地域情報の整備

6 協働事業を広げるために

区の遊休施設を活用し、NPOや地域住民で組織された団体などとの協働による、先進的なモデル事業を試行します。

〔具体的な取り組み〕

区の遊休施設を活用したモデル事業の試行

企業・店舗・大学等が持つ様々な資源が、地域の社会貢献活動に積極的に提供・活用されるように、事業協力の推進を図ります。

〔具体的な取り組み〕

事業者等との事業協力の推進

安全・安心なまちづくり、環境保全、子育て支援など、区の重要課題などに関して、社会貢献活動団体などから協働の視点を取り入れた、施策づくりやアイデアを募集するなど、事業提案制度の導入を推進します。

〔具体的な取り組み〕

事業提案制度の導入

フォーラムの開催やワークショップ*方式の活用など、区民の地域課題解決への提言や、政策形成過程での意見交換を募ります。

〔具体的な取り組み〕

フォーラムの開催やワークショップ方式の活用

区政への区民参画の推進

多くの区民との協働を進め、いきいきとした個性豊かな地域社会づくりを進めるためには、区政への区民参画を一層推進していく必要があります。

区は、これまでもパブリックコメント制度の実施や電子会議室の開設など、政策形成過程への区民参画を進めてきました。また、区長へのはがきや区政モニター制度、世論調査などにより区民の声を聴く機会を積極的に設けてきました。

しかし、多くの区民との協働を進め地域の自治意識を高めるためには、区民一人一人が自らの暮らす地域に関心を持ち、主体的に区政に参画するための「新たな仕組み」が必要です。

特別出張所*制度を活かした区政への「区民参画の場」の検討を進めます。

1 特別出張所「課題別地域会議*」の推進

課題別地域会議を区民参画の実践的な場として位置付け、地域の様々な課題を解決するために、地域を構成する多くの人たちによる主体的な話し合いや活動を支援します。

〔具体的な取り組み〕

地域課題への取り組み支援

2 特別出張所と地域センター

地域センターを運営する地域センター管理運営委員会と特別出張所が連携し、地域レベルで区政への区民の「参画の場」の仕組みづくりの検討を進めます。

〔具体的な取り組み〕

地域の中の新たな「区民参画の場」仕組みづくり検討

協働と参画を進める区の組織のあり方

協働と参画を中心とした、地方分権時代の区政を積極的に推進するためには、行政の前例踏襲主義や組織の縦割りによる弊害を克服し、区政全体の透明性を高め、柔軟で総合力に富んだ行政組織づくりを進めていく必要があります。

1 総合的な課題への対応

特別出張所と本庁機能との連携強化を図り、地域の課題解決に向けた総合力のある組織づくりを進めます。

〔具体的な取り組み〕

特別出張所と本庁機能との連携強化

わかりやすい組織・名称の見直し

2 積極的な情報の収集と発信

政策形成過程への区民参画をより一層推進するために、情報技術を活用した区民との双方向性のある積極的な情報の収集と発信ができる環境を整えます。

〔具体的な取り組み〕

電子メールなどを活用した情報の収集・発信

コミュニティサイトの設置

3 事業の総点検と事業評価制度

ボランティア・NPOが持つ、課題解決に向けた先駆性・専門性・機動性を活かし、区民サービスの向上に結びつけるために、前例にとられることなく既存事業の見直しを積極的に進めます。

また、事業目的が十分達成されているかを検証するために、協働事業の評価制度を導入し、効果的な協働事業を推進します。

〔具体的な取り組み〕

**「協働マニュアル」を活用した事業の総点検
事業評価制度の導入**

4 組織風土の改革

協働の推進、政策形成能力の向上、地域課題の解決に向けた政策形成過程における区民参画の推進などを積極的に展開するため、職員の能力開発を始めとした区の組織風土の改革を推進します。

〔具体的な取り組み〕

**専門性の向上・政策形成能力向上研修の充実
行政コスト計算マニュアルによる職員の意識啓発
職員の社会貢献活動への参加促進**

今後の取り組み

前章までに述べた考え方に基づいて、「協働を推進する環境づくり」「区政への区民参画の推進」「協働と参画を進める区の組織のあり方」の三つの側面から、具体的で実効性のある「仕組みづくり推進プラン」を右表のようにまとめました。

今後は、実施目途に示した年次の中で、確実な推進を図ってまいります。また、併せて、平成16年度予算に示された「協働事業への取り組み」をまとめました。

仕組みづくり推進プラン

事業名	事業概要	実施目途	所管
協働を推進する環境づくり			
1 多くの人たちが出会い協働を推進するために			
・ 「協働支援会議」の設置	区とNPOの協働を進めるため、具体的な問題を協議する中間支援組織の役割を果たす場の設置	16年度実施 17年度推進	区民部
・ ボランティアコーナーの設置	特別出張所ボランティアコーナーの設置	16年度実施 17年度推進	区民部
・ 地域センターなどの運営方法の見直し	時代の変化を踏まえ、協働を促進する観点からの活用方法の検討	16年度検討 17年度推進	関係各部
・ 学校などの公共施設の積極的な開放		16・17年度推進	関係各部
2 地域の自主的な活動を支えるために			
・ 区民が支える「協働推進基金」の設置	多くの区民・事業者を支えられたNPOへの財政支援	16年度実施 17年度推進	区民部
・ 公募補助金制度の導入	協働の視点を取り入れた補助金制度の再構築	16年度検討 17年度実施	企画部
・ 町会・自治会等活性化への支援	多くの区民や団体の町会・自治会活動への理解、自主的な地域活動への参加など、活性化への取り組み支援	16年度実施 17年度推進	区民部
3 社会貢献活動への理解とネットワークを広げるために			
・ 様々な主体の交流事業の拡大	情報交換や地域での行事など、区民・団体の交流機会の充実	16・17年度推進	関係各部
・ 社会貢献活動の理解促進講座・講演会の開催	多くの区民の社会貢献的な活動への理解促進	16・17年度推進	関係各部
4 人材の発掘・地域活動の担い手を養成するために			
・ 地域の中のコーディネーター養成支援	NPOなど各団体の活動と団体相互の連携の推進	16年度検討 17年度推進	関係各部
・ 公募委員制度の拡充等	各種委員の公募制の拡充と委員の重複・任期などの見直し	16・17年度推進	関係各部
5 多角的な情報提供のために			
・ ホームページを活用した総合的な協働情報の収集・発信	協働事例、社会貢献活動団体の活動状況、支援策など総合的な情報の収集と発信	16年度実施 17年度推進	区民部
・ 地域情報の整備	地域センター「情報ふれあい広場」を活用した、地域情報の整備	16・17年度推進	区民部
6 協働事業を広げるために			
・ 区の遊休施設を活用したモデル事業の試行	NPO・地域住民団体などとの協働によるモデル事業の試行	16・17年度推進	関係各部
・ 事業者等との事業協力の推進	事業協力による、企業・店舗・大学等の資源の積極的な活用	16・17年度推進	関係各部

仕組みづくり推進プラン

事業名		事業概要	実施目途	所管
	・ 事業提案制度の導入	社会貢献活動団体などからの施策づくりやアイデアの募集制度	16年度検討 17年度実施	関係各部
	・ フォーラムの開催やワークショップ方式の活用	地域課題解決の提言や政策形成過程での意見交換の実施	16・17年度推進	関係各部
区政への区民参画の推進				
1 特別出張所「課題別地域会議」の推進				
	・ 地域課題への取り組み支援	課題別地域会議での主体的な話し合いや活動への支援	16年度実施 17年度推進	区民部
2 特別出張所と地域センター				
	・ 地域の中の新たな「区民参画の場」仕組みづくり検討	地域レベルで区政への区民参画の場づくりの検討	16・17年度検討	区民部
協働と参画を進める区の組織のあり方				
1 総合的な課題への対応				
	・ 特別出張所と本庁機能との連携強化	地域の課題解決に向けた総合力のある組織づくり	16年度検討 17年度推進	関係各部
	・ わかりやすい組織・名称の見直し	区民にとってわかりやすい組織・名称の検討	16年度検討 17年度推進	関係各部
2 積極的な情報の収集と発信				
	・ 電子メールなどを活用した情報の収集・発信	区民と区の双方向性のある積極的な情報の収集と発信	16・17年度推進	関係各部
	・ コミュニティサイトの設置	グループ活動の周知・交流の促進とネットワークづくり	16年度検討 17年度実施	企画部
3 事業の総点検と事業評価制度				
	・ 「協働マニュアル」を活用した事業の総点検	協働の視点による事業内容の見直し	16年度実施 17年度推進	関係各部
	・ 事業評価制度の導入	事業目的の達成など、協働事業評価制度の導入	16年度検討 17年度実施	関係各部
4 組織風土の改革				
	・ 専門性の向上・政策形成能力向上研修の充実	政策法務・政策形成・公共経営研究研修・自己啓発への支援の充実	16・17年度推進	総務部
	・ 行政コスト計算マニュアルによる職員の意識啓発	職員がコスト計算に具体的に取り組むため、マニュアルを作成し、研修を実施	16・17年度推進	関係各部
	・ 職員の社会貢献活動への参加促進	職員の地域活動への参加促進やボランティア休暇制度の普及啓発	16・17年度推進	関係各部

* 18年度以降実施・継続して推進していきます

平成 16 年度・協働事業への取り組み

部 名	事 業 名	概 要
企画部		
	ビデオ広報等の製作	公募区民との協働・専門学校の協力で、区民の視点に立ったビデオ広報等を製作し、区民への貸し出し、ホームページでの配信を行う。
	補助金制度の見直し	「補助金等検討委員会」の提言を踏まえ、協働の視点を取り入れた補助金制度の再構築をする。
総務部		
	家庭生活における男女協働の意識啓発	区内女性問題学習団体との協働による、男女共同参画意識啓発講座を開催する。
	平和啓発事業の推進	平和派遣の報告会及び平和に関する講演会を、平和派遣者との協働で実施する。
	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	指定重点地区及び安全パトロール協力団体に対して、安全で安心して暮らせるまちづくりへの支援を行う。また、地域の防災力向上のため、地域防災協議会・避難所運営管理協議会・医師会等と連携・協働し、防災対策の充実を図る。
区民部		
	地域課題への取り組み	課題別地域会議を区民参画の実践の場として位置付け、地域の様々な課題を解決するために、地域を構成する多くの人たちによる主体的な話し合いや活動を支援する。
	ボランティアコーナーの設置	多くの人たちが出会い協働を推進するために、社会福祉協議会と連携を図りながら、特別出張所全所にボランティアコーナーを設置し、地域でのボランティア活動を促進する体制を整える。
	ボランティア・NPO等との協働の推進	社会貢献活動の理解促進と交流の機会の拡充を図るため、区民講演会及び協働促進講座を開催する。
	地域情報ふれあい広場の整備	コミュニティ活動の支援情報や地域の行事情報などの提供を行い、地域団体との協働による情報の収集発信を行う環境を整える。
	地域協働事業への支援 (公募制ふれあい活動推進)	地域の協働事業やイベントなどの自主事業に対し、公募による助成事業を試行する。

平成 16 年度・協働事業への取り組み

部 名	事 業 名	概 要
	協働推進基金	地域との協働を推進するために、多くの区民・団体に支えられた「協働推進基金」を設置し、NPO に対する財政支援を行う。
	協働支援会議の運営	区とNPOの協働を進めるため、具体的な問題を協議する中間支援組織機能を持った場の設置
	町会・自治会等活性化への支援	会員の減少や高齢化などの課題を抱える町会・自治会等に対し、協働のパートナーとして、その活性化に向けた側面的な支援を行う。
	観光市場調査等 (観光施策の推進)	立教大学との協働により、「産業協働会議しんじゅく」のメンバーなどを加えた仮称「新宿はにぎわいも一番観光資源発掘協働委員会」を設置し、観光資源の発掘、ルート調査及び市場調査などを行う。
福祉部		
	北山伏子育て支援協働モデル事業	廃止された保育園を活用し、広く区民の参加を呼びかけ、ワークショップの実施により、具体的な子育て支援事業を展開する。
	区民とつくる子育て情報局	インターネットを活用した子育てに関する総合的な情報システムの作成・運営を、区民の子育てグループ等との協働により行い、区民の学習・交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報収集・発信・意見交換を促進する。
	プレイパーク活動への支援	区内の公園でプレイパーク活動を行うボランティア及びNPO団体との協働により、児童が安心して遊べる環境づくりを促進する。
	子ども家庭支援センターの充実	子ども家庭総合相談・親と子のひろば事業・サービスの調整・情報提供など、子育て家庭を地域において総合的に支援するネットワーク化を推進する。
	子育てひろば事業の推進	地域の子育て家庭支援のために、児童館機能を活用して、子育てに関する交流や仲間づくり、育児講座等の啓発活動、相談事業を行い、保護者の育児不安や孤立感の解消を図る。
	子育て仲間づくり事業	地域住民の支え合い活動を支援するため、ソーシャルワーカー職員を活用し、社会福祉協議会との連携により、子育てサロンに関する普及啓発講座などを開催する。

平成 16 年度・協働事業への取り組み

部 名	事 業 名	概 要
	ファミリーサポート事業の充実	育児の援助を受けたい会員と、援助を行いたい会員との橋渡しを行い、相互援助の支援を推進する。
健康部		
	地域見守りネットワークの充実	地域見守り協力員などによる訪問で、一人暮らし高齢者等の孤独感の解消、事故の未然防止を図ることにより、介護予防と自立した生活を支援する。
	高齢者地域支え合い活動の推進	地域住民の自主的な支え合い活動を推進するために、仮称「ふれあいいいきサロン推進員」の配置と高齢者福祉施設等の活用により、取り組みを支援する。
	いきいきハイキング	場所の選定や企画・引率などを、区内のハイキング愛好団体との協働で実施し、高齢者の自主的な健康保持を推進する。
	いきいき福祉大作戦	高齢者に能力発揮の機会を設け、サービスの担い手として社会参加を促進していく。また、NPO・ボランティア・事業者・地域住民との協働により、地域で支え合う仕組みをつくる。
	健康づくり自主グループの活動支援と交流促進	区民との協働により設置した「健康づくり新宿の輪運動推進委員会」が中心となって、交流促進及び情報提供等を行うことにより、地域における自主的な健康づくり活動を支援するとともに、NPOや団体等との協働事業の開催などを通して健康づくりを推進する。
	エイズ対策の充実	NGOとの協働により、外国人に対して4ヶ国語(英・タイ・ポルトガル・スペイン)の相談カウンセリングを実施する。
	禁煙支援の推進	新宿区薬剤師会との協働により、禁煙意向を持つ区民に対する禁煙実行のきっかけづくりとして、禁煙補助剤を提供するとともに、禁煙継続の助言・指導を行い、喫煙者の禁煙実行を促進する。
	災害時の動物救護体制の整備	東京都獣医師会新宿支部との事業協力により、災害時における動物救護体制の確立を図るとともに、「動物救護連絡会」で事前対策などの具体策を検討し、災害応急マニュアル等を作成する。
環境土木部		
	ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進(空き缶・吸殻等の散乱防止啓発)	区民・事業者等との協働による5月30日(ごみゼロの日)全区一斉道路美化清掃活動の実施及び地域独自の美化活動等への支援を行う。

平成 16 年度・協働事業への取り組み

部 名	事 業 名	概 要
	環境学習情報センターの整備	区民ギャラリーの2階を環境学習情報センターとして整備し、区と区民、NPO、事業者等との協働により、環境問題に関する取組みを推進する拠点として開設する。
	大久保・百人町地区の環境美化対策	区と地域、関係機関、団体との協働で、ごみの不法投棄・ポイ捨て・放置自転車対策などを総合的に行い、安全で安心して暮らせる住みよい賑わいのあるまちづくりを推進する。
	アユが喜ぶ川づくり	神田川及び妙正寺川を「神田川ファンクラブ」の活動を核にして、区民が親しめる河川空間を区民とともに創出する。
	新宿中央公園活性化プラン	「ちびっこ広場」の活性化を図り、今後、地域住民との協働によるプレリーダーの育成等を推進し、地域住民による広場運営を目指す。
	みんなで考える身近な公園の整備	地域特性と利用ニーズを反映した区民との協働による公園づくりを推進する。
	サポーター制度による公園管理	快適な公園環境づくりのために、区民及び団体等による「公園のサポーター」の自主的な公園管理を支援する。
	緑化意識の啓発	常設プランター等の整備や植栽等を町会・自治会等との協働により実施する。また、コーディネーター的役割を果たす「みどりの協力員」制度を発足させる。
	みんなでみどり公共施設緑化プラン	みどりとうるおいのある環境都市を実現するため、区民等との協働により、区有公共施設の緑化を推進する。
	空中緑花都市づくり	ボランティア・NPOとの協働による屋上緑化見本園講座等の実施と、区民・団体等を主体とする建築物緑化モニターとともに、屋上緑化を中心に効果・設置・維持管理・課題などを考えていく。
	生き物の生息できる環境づくり (ビオトープづくりの推進)	都立戸山公園ビオトープ推進地区の、区民との協働による衛生拠点の整備を推進する。
	サポーター制度による街路樹再整備	快適な道路環境づくりのために、区民及び関係団体等による「道路のサポーター」の自主的な道路管理を支援する。
	人とくらしの道づくり	地域住民と協議会等を設置して、基本的な整備内容を検討する。

平成 16 年度・協働事業への取り組み

部 名	事 業 名	概 要
	参加する道づくり	利用者の立場での交通安全施設の点検を、区民・警察などと区の協働により実施する。
	やすらぎの散歩道整備	やすらぎの散歩道の一環として案内板を作成・設置するために、地元事業者とのタイアップを模索し協働を推進する。
都市計画部		
	地域別市街地整備の推進(神楽坂地区)	「街なみ環境整備」事業をNPOと協働して実施する。
	区民の自主的・主体的なまちづくりへの支援	まちづくり相談員の派遣やビデオの作成・配布など、区民の自主的・主体的なまちづくりへの支援を行う。
	分譲マンションの適切な維持・管理への啓発	管理組合交流会を立ち上げ、管理組合のネットワーク化を誘導する。
教育委員会		
	学校安全パトロールの推進(学校安全対策)	地域ぐるみで子どもを犯罪から守るために、PTAを中心に町会・商店街等との協働により、自転車表示用の警戒標識を配布するなど、見守り活動を推進する。
	地域の教育力との協働・連携の推進	区内の様々な教育力を有する団体との協働・連携を図りながら、多様な子どものために体験活動を展開する。
	地域学校協力体制の整備	地域の幼稚園・小中学校が連携し、教員・司書・保育士等、地域の有資格者を活用した地域単位での学校の教育力の向上を図る。
	子どもの居場所づくり	各中学校とその区域内の小中学校をブロックとして、スクールコーディネーター・学校長・PTA代表で構成する仮称「子どもの居場所づくり運営委員会」を組織し、放課後や土・日曜日を利用した子どもの居場所づくり活動を実施する。
	民間社会教育事業者との提携による学習機会の提供	中学生を対象に、NPO等と協働により、多様なプログラムによる学習機会を実施する。
	総合型地域スポーツ・文化クラブの創設	地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツ・文化クラブの創設に向けて、スポーツ交流事業を実施する。
	図書館サポーター制度	ボランティア希望者を図書館サポーターとして登録し、書架整理・図書の補修・読み聞かせ等の図書館業務を協働して行う。
	身体障害者等に対する配本サービス	来館困難な身体障害者等を対象に、ボランティアによる図書館資料の配本等を行い、図書館サービスを推進する。

平成 16 年度・協働事業への取り組み

部 名	事 業 名	概 要
	博物館友の会	<p>こども友の会「わくわく歴史調査隊」に引き続き、一般成人対象の博物館友の会の結成及びボランティア講座の実施等を通じて、協働のパートナーの育成を図る。</p>

地域との協働

みんなで作る暮らしやすい地域社会

一緒に考え、行動する

認めあい、支え合う

- ・安全で安心なまち
- ・環境にやさしい美しいまち
- ・地域ぐるみの支え合い

協働・参画し
持てる力を出し合おう

主体的に 効果的に

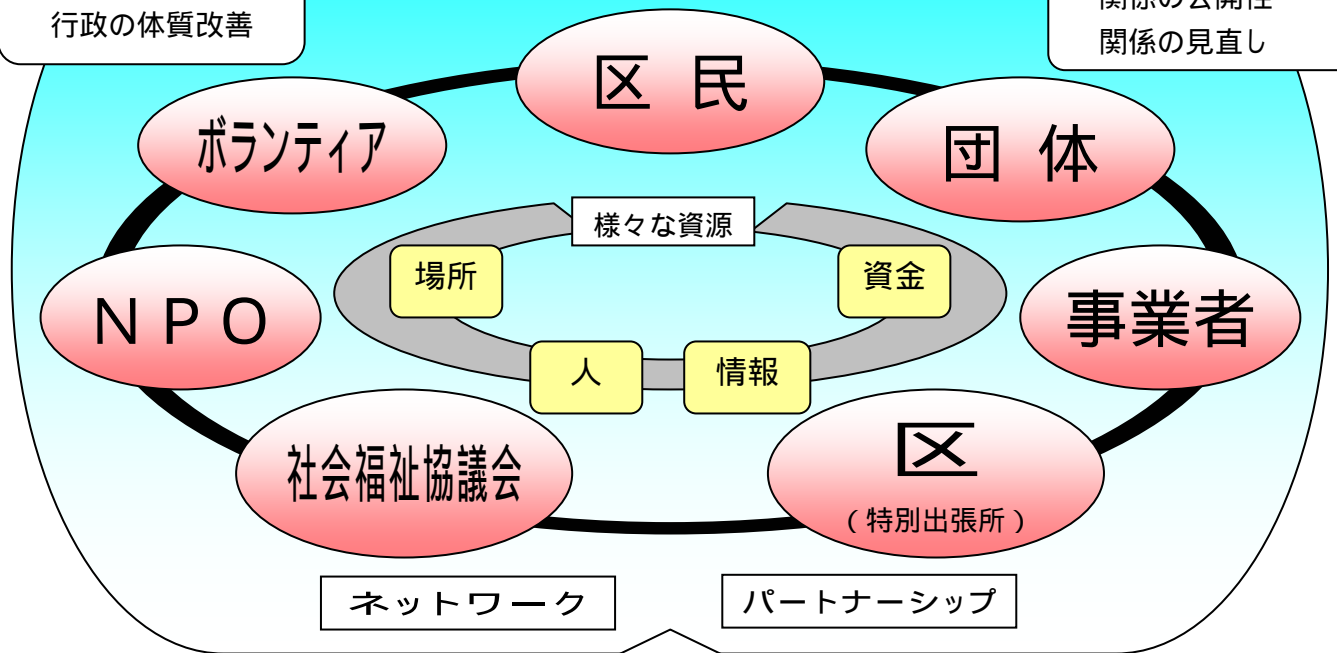
地域を構成する多様な主体

協働・基本目標

- 多様で新たな区民
ニーズへの対応
- 区民の参画意識と
主体的な区民活動
の促進
- 行政の体質改善

協働・基本原則

- 相互理解
- 自主・自立性
- 対等の関係
- 目的の共有
- 関係の公開性
- 関係の見直し



地域との協働を推進する環境づくり

地域との協働推進計画

*イメージ図のため、構成する主体などは例示です。

1 事業名

清潔で美しいまちづくりの推進

2 これまでの概要

平成8年に制定した「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例（ポイ捨て禁止条例）」で区民等と区が一体となり、清潔で快適なまちづくりの推進やモラルの向上を図ることとされました。これに基づき、新宿駅・高田馬場駅周辺を中心に環境美化活動を推進し、また、春のゴミゼロデー（5月30日）や秋の地域ゴミゼロ運動（11月）では、全区での美化清掃活動を実施しています。

一方、ポイ捨ての主因である歩きタバコに関しては、定期的な「歩きタバコ撲滅キャンペーン」やその他の啓発活動を行い、自粛を呼びかけています。

3 現状と課題

新宿駅・高田馬場駅周辺を美化推進重点地区に指定し、地域の区民や商店街、ボランティア等の主体的な参加を得て定期的なキャンペーンと清掃活動を実施しています。また、新宿駅周辺ではボランティア団体「日本を美しくする会」との協働清掃を進めています。ゴミゼロデーは参加者が4,500名を超えるなど、取り組みは一定の広がりを見せてきました。

一方、歩きタバコに関しては、低減傾向が見られるものの、繁華街やビジネス街を中心に苦情がやまず、取り組みの強化が必要となっています。

4 求められているもの

ポイ捨て行為や歩きタバコをなくすには、まちぐるみでの取り組みが必要です。一方、千代田区の路上禁煙施策の実施や健康増進法の制定などの流れの中で、歩きタバコをなくして欲しいという要請が高まっています。

5 方向性

地域全体の取り組みとなるには、これまでも行われてきた主体的な区民や団体等との連携による活動の広がりが重要です。区民・事業者に対する参加と協力の呼びかけ、歩きタバコの害のPRなどあらゆる機会をとらえた事業を展開します。

6 協働の可能性

町会、商店街、企業、ボランティア等との幅広い連携・協働を通じた清掃・啓発活動に取り組みます。特に、繁華街での啓発と活動には、多くの主体が問題を共有したうえでの協働が必要です。

7 期待される効果

「まちをきれいに」という意識が幅広く共有されることを通じて、区民等による主体的で日常的な、美しいまちづくりへの取り組みがひろがります。

1 事業名

環境保全思想の普及：環境学習情報センターの開設

2 これまでの概要

環境保全については、ボランティアを中心に、企業・NPO・行政を巻き込んだ「まちの先生見本市」などの協働のイベントが実施されるようになりました。また、「エコ事業者連絡会」が発足し、環境活動に熱意のある企業との交流を行政がコーディネートを担う仕組みも整ってきました。

3 現状と課題

環境保全の一層の推進のためには、行政や区内の活動団体をつなぐネットワーク化や、情報交換・交流の促進が必要です。また、企業やNPO団体が活発に行っている自主的なイベント情報などを集約し、区民に対して発信していく仕組みが重要です。

一方、行政の実施する普及啓発事業も、多様な主体との連携を目指しています。

4 求められているもの

区内での環境保全に対する活動の活発化を生かし、また、独自に活動している企業・NPOが、交流・連携して、環境保全活動の取り組みを一段と発展させる「場」づくりが必要となっています。

区としても、環境に対する区民の関心の高まりなどのニーズにこたえ、環境についての学習や情報提供の拠点の整備が求められています。

5 方向性

区の施設を活用し、区民・団体・事業者などによる環境保全思想の普及と環境行動の一層の進展を図る拠点として、環境学習情報センターを開設します。

6 協働の可能性

環境学習情報センターの運営を、環境問題に関して専門的な知識やノウハウを持ち、柔軟なネットワークや機動力の発揮・活用を図れる団体に委託します。

7 期待される効果

専門性やネットワークなどの団体の特性が生かされることによって、区民のニーズに合った様々な環境関連事業プログラムの展開を図れ、多様な区民・団体が参加していくことのできる連携・協働の仕組みが形成されます。

1 事業名

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

2 これまでの概要

区は平成14年4月に危機管理室を設置し、自然災害だけでなく、事件や事故等にも迅速に対応できるよう体制を強化しました。また、15年6月に「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」を制定し、安全・安心なまちづくりを推進しています。

3 現状と課題

地域の中での声かけや住民相互の見守りに対する意識が薄れている中で、子どもに対する犯罪や引ったくりなどの街頭犯罪、そしてピッキングなど新たなタイプの犯罪が多発し、区民の安全が脅かされています。また、子どもの連れ去り事件などが発生する中で、子どもたちの安全確保はとりわけ大きな課題となり、PTA・町会・自治会を中心としたパトロール活動が積極的に行われています。自然災害に対する取り組みも、区民等と区との協働により、実施されてきています。

4 求められているもの

犯罪の多様化や、不意に襲ってくる災害に対応していくには、区民や事業者の「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯意識の拡大と、地域での主体的・積極的な活動が、益々重要となっています。

5 方向性

犯罪の発生を事前に予防するための、地域ぐるみでの見守りや危険箇所の点検など、「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、区民・地域団体・事業者・行政が一体となって、それぞれの役割を果たし取り組んでいくことが重要です。

6 協働の可能性

安全推進地域活動を自主的・積極的に行っている区民・事業者・団体に対して、区は重点地区として指定し、積極的な支援を行います。また、地域防災協議会の充実・強化や、日常的に地域を巡っている事業者との協定による安全・安心パトロールの実施を図ります。

7 期待される効果

「まちづくりの主役は自分たち」との区民・事業者の理解と協働による主体的な取り組みにより、災害や犯罪に強い連帯感に満ちた良好な地域社会の形成が図れます。

1 事業名

公園づくり・サポーター制度

2 これまでの概要

区が長年培ってきた公園づくりの経験や技術を生かし、区が公園のモデル案を作成提示し、地域の人たちに説明し決定してきました。区が主導した公園づくりであるため、地域住民からの意見や要望については十分反映されているとは言えませんでした。

3 現状と課題

近年、急激な少子高齢化が進展し、公園開設時のような子どもが多かった時代のニーズと今の公園利用ニーズは相違し、公園利用者は減少を続け有効活用が図れていません。

4 求められているもの

都会の貴重な空間を活かし多くの人のオアシスとしていくためには、地域住民の公園利用ニーズに合った整備が求められており、地域住民が主体となった協働での公園づくりが求められています。

5 方向性

地域住民が主体となった協働での公園づくりとして、「みんなで考える身近な公園の整備事業」は平成 10 年度から開始され、平成 19 年度までに 5 園を整備する計画になっています。

6 協働の可能性

「みんなで考える身近な公園の整備事業」として既に 2 園が完成しています。公園の大規模な改修工事にあたっては、これまでの経験を生かすとともに、計画策定の初期段階から地域の人たちの意見やアイデアを取り入れることにより、公園利用ニーズに合った協働による公園づくりを可能にします。

7 期待される効果

計画から管理まで、地域住民との協働による公園づくりを通じて、親しみと愛着を感じる地域の公園とすることで、地域住民による維持管理・サポーター制度の導入が図れます。

1 事業名

図書館サポーター制度

2 これまでの概要

図書館では、児童への読み聞かせ、視覚障害者への対面朗読、配本サービスなどの事業をボランティアの協力を得ながら実施しています。

3 現状と課題

ボランティア活動参加への機運が盛り上がりを見せていますが、十分生かされていないのが現状です。

ボランティアの協力を得て行っている事業は限定的であり、開館時間の延長要望、読書活動に対する関心の高まりなど、図書館利用者の要望は多様化を増しています。

4 求められているもの

ボランティア業務の拡大を図り、利用者のニーズにあった図書館サービスの充実が求められています。

5 方向性

ボランティアが活動しやすい内容や時間などの環境づくりを行い、地域の人材を積極的に活用した、地域に支えられた親しみのある図書館運営を目指します。

6 協働の可能性

従来からの協力業務に加え、本の返却や配架業務などでボランティア活動範囲を拡大した仮称図書館サポーター制度を実施します。

さらに、NPOなど多様な主体との協働による図書館運営を推進するために、NPOの育成支援及び図書館奉仕員とボランティアによる図書館運営について話し合いの場を設けていきます。

7 期待される効果

利用者に合ったサービスの充実と、区民参加の拡大によって図書館への親しみや愛着の深まりが期待できるとともに、図書館運営の活性化が図れます。

1 事業名

北山伏子育て支援協働モデル事業

2 これまでの概要

区が行ってきた子育て支援については、児童館・保健センターなどが連携して乳幼児の親子を対象とした、幼児サークル・子育て講座・相談事業などを実施してきました。しかし、子育てサービスの必要時期が過ぎると親同士のつながりや地域との関係も切れてしまう傾向にあります。

3 現状と課題

少子化・核家族化が急速に進行する中、地域でのコミュニティが衰退しています。就労時間の多様化や母親だけの子育てなど、子育てに対する孤立感や負担感の増大などにより、地域ぐるみの子育て支援のあり方が問われています。

4 求められているもの

子育てをする親同士が、自由に集い・出会い・交流を深めることで、子育ての悩みや出産への不安、育児疲れを癒す場が求められています。

また、地域の中には子育て支援に協力したい人や、自主的に活動をする人たちへの支援が求められています。

5 方向性

子育てを通して世代を超えた地域での交流は、住みよい地域づくりに欠くことはできません。

子育て世代の想いを形にし、地域の子育て経験者や高齢者などが子育て支援活動に加わることで、地域全体で子育てを支え合う仕組みをつくります。

6 協働の可能性

廃園後の北山伏保育園を活用し、区民によるワークショップにより実施する、子育て支援活動を具体化し実現していきます。

また、子育てサロン活動が区内で広く展開されるよう支援して、子育て仲間づくり事業も実施していきます。

7 期待される効果

地域の中で孤立することなく、子育て親子や地域の人々が出会い交流を図ることによって、子育ての悩みを気軽に相談をしたり、情報の交換を行いプログラムづくりに参加することなどで、地域との結びつきを強めコミュニティの形成につながります。

1 事業名

ことぶき館の管理運営(高齢者を地域で支える活動拠点)

2 これまでの概要

ことぶき館は、高齢者の趣味生きがい活動を通じた社会参加の促進を目的に運営し、カラオケや踊りなどの趣味活動やお風呂・健康機器を利用した健康維持の場として提供されてきました。

3 現状と課題

介護保険制度の導入によって、介護が必要な高齢者に対する援助の仕組みは整いつつあります。今後は、高齢者がいつまでも元気で生活していくための介護予防施策を強化していくことが必要で、特に閉じこもりを防止することが重要です。

そこで、介護予防に大きな効果が期待できるものとして、社会福祉協議会が推進する仲間づくり活動の「ふれあい・いきいきサロン」の場所の確保が課題としてあげられています。

4 求められているもの

サロンを区内で広範に展開するためには、活動の拠点となる場所や担い手の確保が求められています。そこで、ことぶき館などの高齢者福祉施設の役割を見直すことが必要です。

5 方向性

ことぶき館を、高齢者の支えあい活動に利用しやすくするために、高齢者を支えるボランティア活動については利用年齢制限を取り除き、また元気な高齢者が力を発揮し福祉の担い手として活動できるよう、社会参加の仕組みを転換していきます。

6 協働の可能性

サロン活動の普及を通じて、地域住民のボランティア活動への参加意識を醸成し、高齢者を支える仕組みを地域の多様な主体との協働で推進します。

7 期待される効果

ことぶき館を拠点としたサロンの展開が推進されることにより、高齢者自身を含めた地域の支えあい活動が行いやすくなり、高齢者が地域でいきいきと暮らすことができる社会が形成されます。

資料編

- ・ 用語集
- ・ 「協働」その社会的背景に関する新宿区のデータ
- ・ 新宿区における『社会貢献的な活動団体』に関するアンケート調査
報告書（概要版）
- ・ 第27次地方制度調査会答申抜粋（平成15年11月13日）
- ・ 新宿区協働推進計画策定委員会開催関係資料
- ・ 庁内ワーキンググループ関係資料
- ・ 新宿区地図（巻末別冊）

NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体(Non Profit Organization)の総称として使われています。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法(通称NPO法)の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格(いわゆるNPO法人)を取得できるようになりました。

社会貢献活動

営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に取り組む活動を社会貢献活動といいます。

なお、この社会貢献活動を継続的に行う民間の非営利団体を社会貢献活動団体といいますが(宗教・政治活動を主な目的とする団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まれません)。

特別出張所と地域センター

特別出張所は新宿区が設置する区内 10 ケ所の行政事務所です。地域のミニ区役所として、様々な届出事務のほか、コーディネーター(地域の協働の橋渡し機能)とコンシェルジュ(地域に役立つ相談機能)という 2 つのキーワードで、地域の協働の核と位置付けられています。

地域センターは特別出張所ごとに設置され、地域住民で構成される地域センター管理運営委員会により、会議室・多目的ホール・調理工作室などの使用受付・貸出のほか、コミュニティ促進に向けた事業を区からの支援により自主的活動を行っています。

今後はより社会貢献的な活動を広げ、区民参画が育まれる場となっていくことが求められています。

課題別地域会議

地域で抱える課題や区からの提案を解決するため、地域の住民等が主体的に開催する会議です。特別出張所を単位とし、参加者の公募・会議内容の公開を原則としているほか、運営方法などに柔軟性を持たせ、特別出張所および区の各課が運営・実施場所などについて支援及び調整を行っています。

町会・自治会

区内に 199 ある町会・自治会は、特別出張所と本庁地域を含め 11 の地区町会連合会を組織し、防災・リサイクル・各種イベントなどの幅広い地域活動を行っています。組織率の低下や高齢化が進む中であって、ホームページの開設など地域の人に広く活動を周知し、活性化への取り組みを行っています。

社会福祉協議会

通称「社協」は、社会福祉法で位置付けられた民間団体で、一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉・保健衛生・その他生活の改善向上に関係のある公私関係者の参加・協力を得て、地域の実情に応じ、地域福祉の推進を図っています。区市町村社

会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画実施・調査・普及宣伝・連絡調整及び助成のほか、社会福祉に関する活動への住民参加を促進する援助等を行っています。

ボランティアコーナー

社会福祉協議会との連携により特別出張所に設置している、ボランティアに関する相談・情報交換の場です。地域の中でのボランティアの橋渡し役として期待されています。

中間支援組織

NPOの運営・活動に関する連絡・助言・援助を行う団体（NPO）

NPOが事業を実施したり継続的な活動を行っていくためには「資金、人材、情報」などの資源が重要ですが、これらを持つ行政・企業とNPOとの仲立ちをしたり、また区民とNPOやNPO同士のネットワーク促進に向けても大きな役割を果たしていく、いわば「協働の出会いの場」といえます。

フォーラムとワークショップ

「フォーラム」は公開討論会、紙上討論会など。

「ワークショップ」は研究集会。WORK(身体を動かす) + SHOP(自分で作ってものを公開する場)、転じて参加者が主体となって積極的に「参加」し、参加者同士の学びあいや多様な意見の分かち合いといったプロセスを重視した、「参加体験型のグループによる学習や創造の場」といったイメージで使われています。

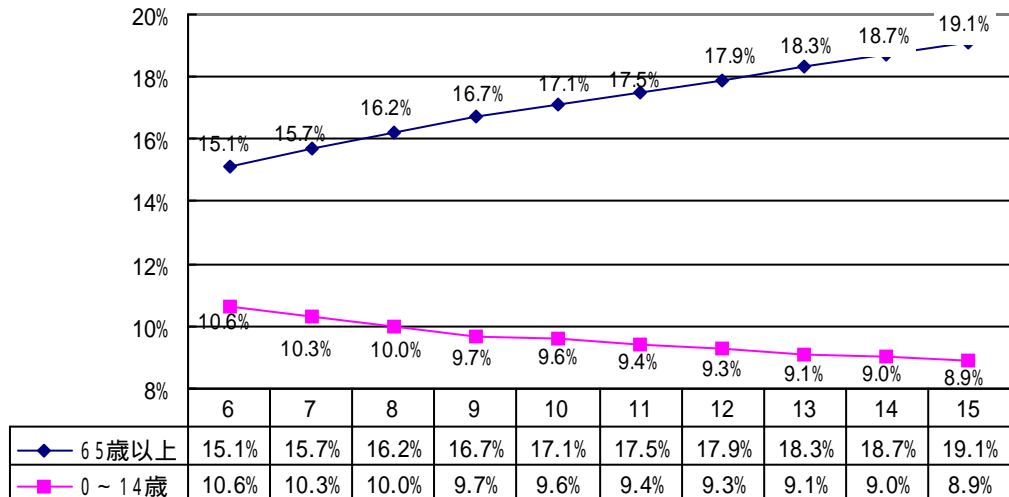
前期高齢者

高齢者(65歳以上の方)のうち、65 - 74歳までを前期高齢者、75歳以上の方を後期高齢者と区分しています。

参考図書 国民生活白書(平成12年版) 山岡義典編著「NPO基礎講座」、
松下啓一著「自治体NPO政策」、東京都「東京都における社会貢献活動団体との協働」(平成13年8月) 知恵蔵2003

「協働」その社会的背景（本文 p 3 ～）に関する新宿区のデータ

新宿区の高齢者・年少者比率グラフ



（福祉施策データブック 15 年度版 から 基準日 1 月 1 日）

23 区の NPO 法人数（平成 15 年 12 月 26 日現在）

23 区中 順位	区 名	認証数	23 区中 順位	区 名	認証数
1	新宿区	302	13	台東区	65
2	港区	281	14	目黒区	62
3	千代田区	224	15	大田区	60
4	渋谷区	215	16	足立区	56
5	中央区	153	16	板橋区	56
6	世田谷区	147	18	江東区	48
7	杉並区	116	19	江戸川区	44
8	文京区	102	20	北区	31
9	豊島区	90	21	墨田区	27
10	練馬区	84	22	荒川区	23
11	品川区	72	23	葛飾区	17
12	中野区	70			

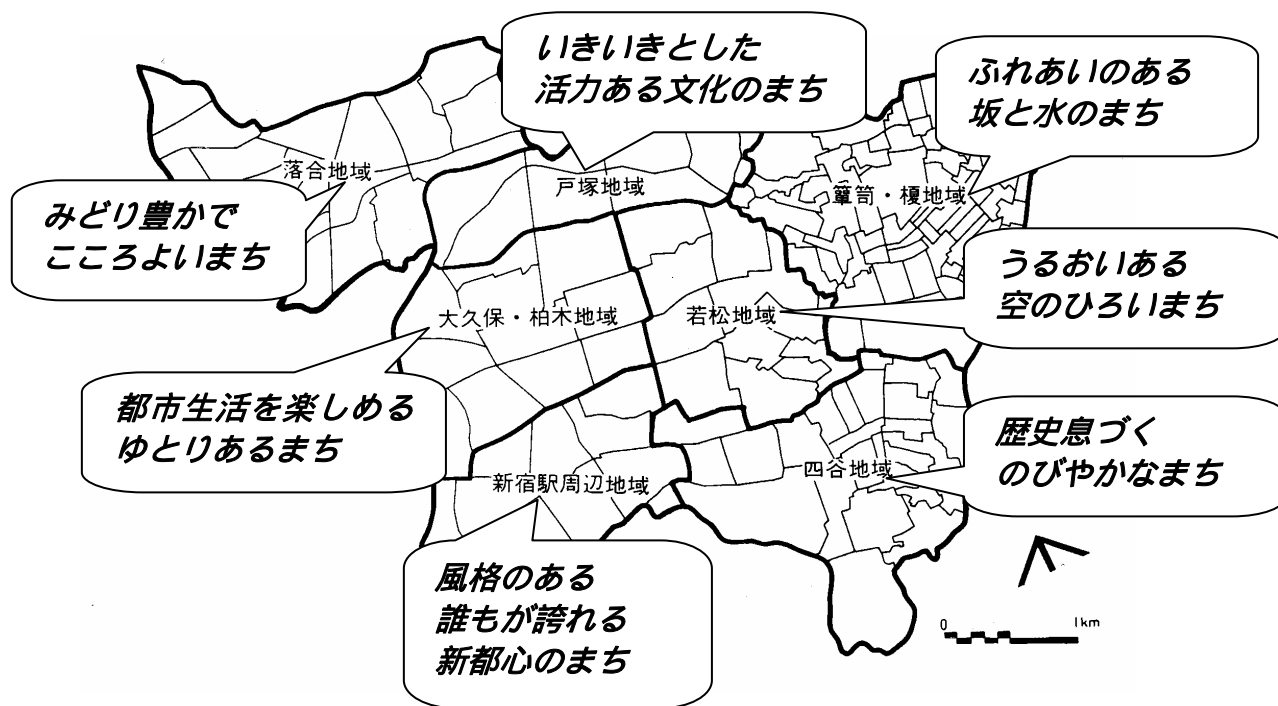
（東京都「特定非営利活動法人の設立認証実績について」から）

新宿区の昼間人口等

	平成 12 年	平成 17 年 (予測)
昼間人口	798,611 人	761,663 人
夜間人口	286,173	267,924
流入人口	593,066	575,527
うち通勤者	505,403	501,774
通学者	87,663	73,753

(平成 12 年の数値は国勢調査、平成 17 年の予測値は 14 年版特別区の統計から)

七つの地域別まちづくり方針



(平成 8 年「新宿区都市マスタープラン」より)

人口と人口に占める外国人割合 (平成 15 年 1 月現在)

	人口総数	外国人登録人口	外国人割合
東京都	12,340,432 人	344,221 人	2.79%
23区	8,369,438	287,479	3.43%
新宿区	296,217	28,116	9.49%

(15 年度 新宿区の統計から)

新宿区における『社会貢献的な活動団体』に関するアンケート調査 報告書（概要版）

< 調査概要 >

（１）調査対象・目的

新宿区に主たる事務所や活動地域がある社会貢献的な活動を行っている団体を対象に活動状況及び他団体等との協働に向けた検討課題、また地域での活動に関する考えなどを把握することを目的とする。

（２）実施機関

新宿区と新宿区社会福祉協議会が共同で調査実施し、早稲田大学都市・地域研究所の協力を得て調査分析を行った。

（３）対象団体・アンケート回収結果

概略：全調査件数（387）全回答件数（161）回答率（41.6%）

内訳

新宿区 回収結果

送付先	調査件数	回答件数	回答率（%）
NPO法人	186	75	40.3
ボランティア団体	51	29	56.9
財団法人	2	1	50.0
社団法人	1	1	100.0
合計	240	106	44.2

新宿区社会福祉協議会 回収結果

送付先	調査件数	回答件数	回答率（%）
NPO法人	7	2	28.6
任意団体	128	49	38.3
社会福祉法人	2	1	50.0
財団法人	3	1	33.3
社団法人	1	0	0.0
企業	3	1	33.3
組合	3	1	33.3
合計	147	55	37.4

（４）調査期間・方法

調査期間 平成14年11月7日～11月20日

調査方法 郵送送付、郵便又は電子メールにての回収

（５）調査項目

団体の概要について

団体の運営について

行政との協働について

地域団体との連携・協力の方向性について

新宿区社会福祉協議会との関係について

コミュニティ・ビジネスと雇用の創出について

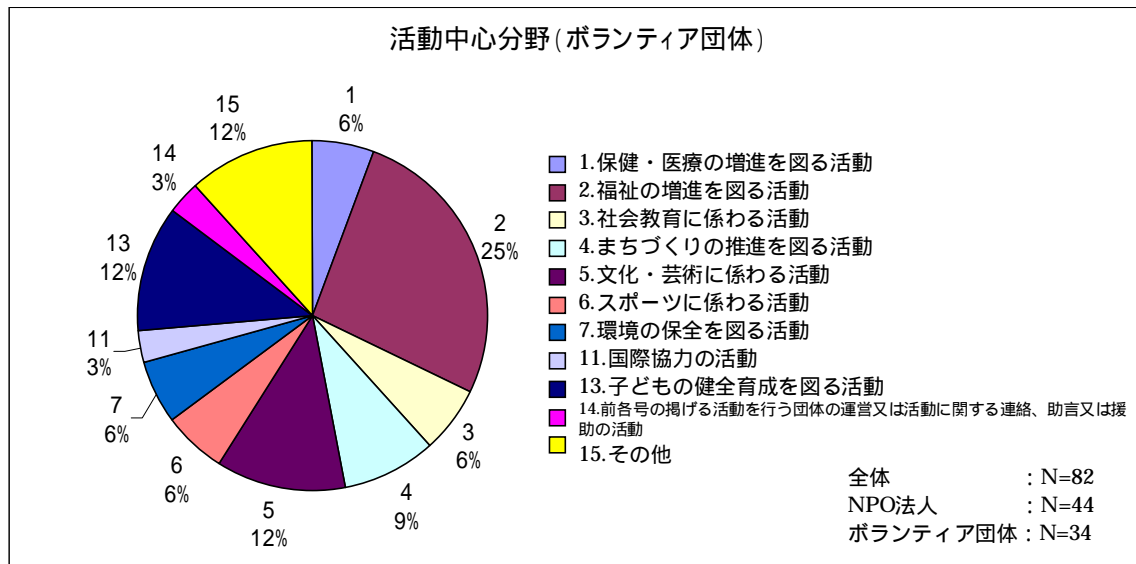
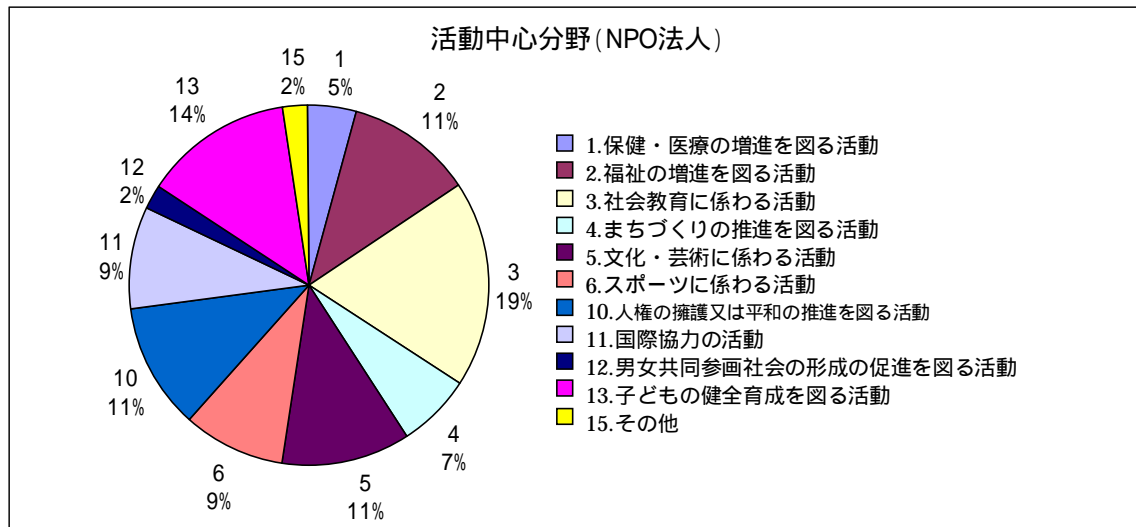
< 報告書 概要 >

第1章 調査回答団体の横顔

(1) 歴史・活動分野

回答したNPO・社会貢献活動団体等（以下、回答団体）の半数が1995年（阪神・淡路大震災発生年）以降に活動を開始している。

特に中心として力を入れている分野は、回答団体全体では福祉分野が最も多い。ボランティア団体では福祉分野が1/4を占めている。NPO法人では社会教育が最も多いが、各分野に分散している。



(2) 活動の契機

回答団体の過半数が個人のイニシアティブにより設立されている。ボランティア団体で「町会等の地域団体の呼びかけ」「行政からの誘い」による設立が約1割存在する。

(3) 構成員

構成人員では10～19人が最も多い。NPO法人では500人以上の団体が16%を占める。

年齢構成では、ボランティア団体の37%で60歳以上が中心である。NPO法人では30～59歳のいわゆる壮年期層が中心となっている。

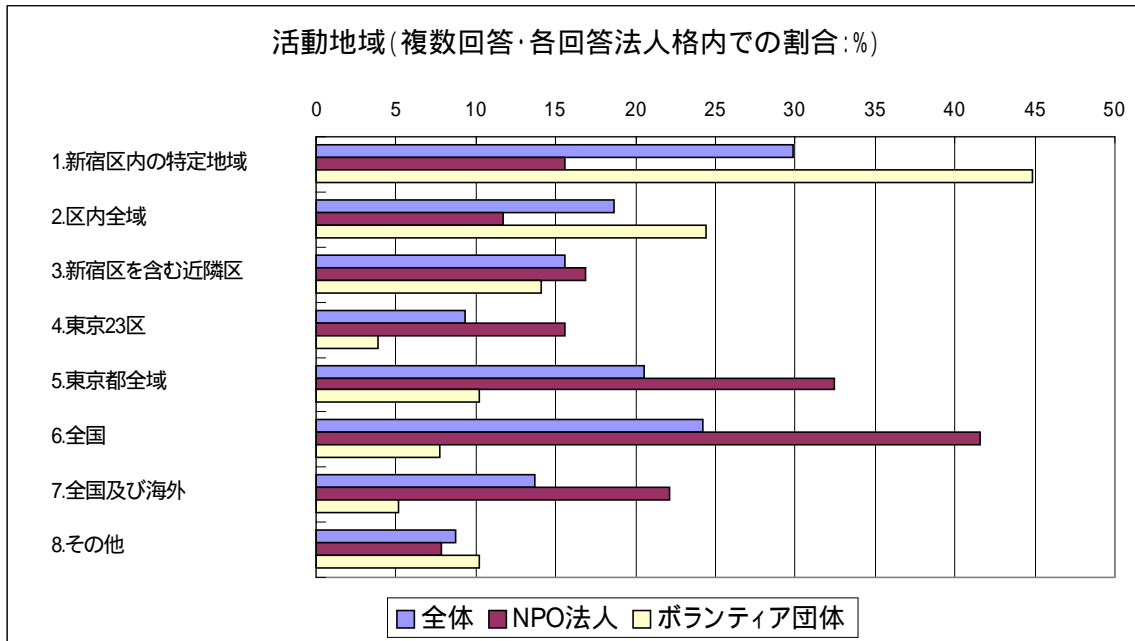
男女比では、活動の中心となっているのは女性である。特にボランティア団体の60%以上が「女性が大半」と回答している。

会員居住地では、NPO法人の過半数が新宿区外（区内在住者比）の会員で構成され、ボランティア団体では過半数が区内と明確に色分けされた。

（４）活動地域

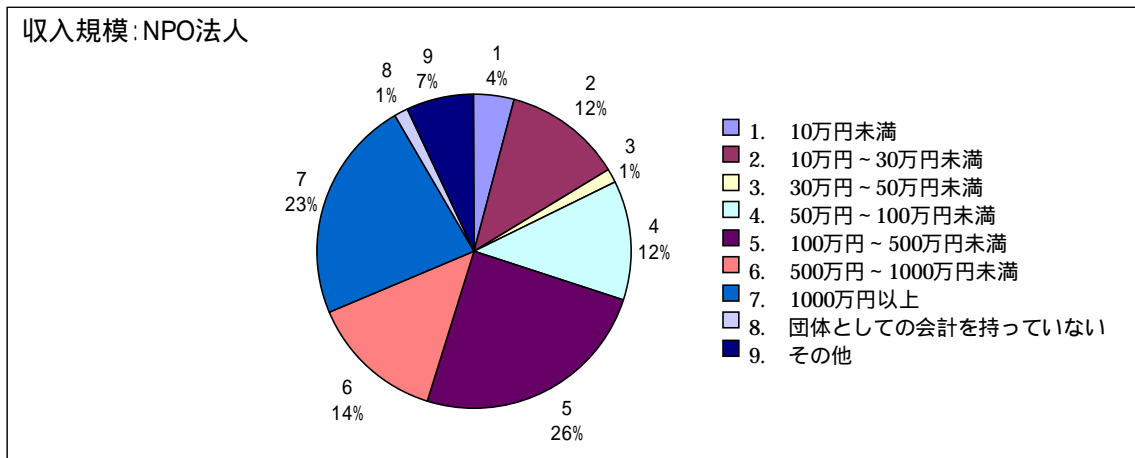
全国を活動対象とするNPO法人、区内を活動対象とするボランティア団体と、新宿区のNPO・社会貢献団体セクターは色分けされた。

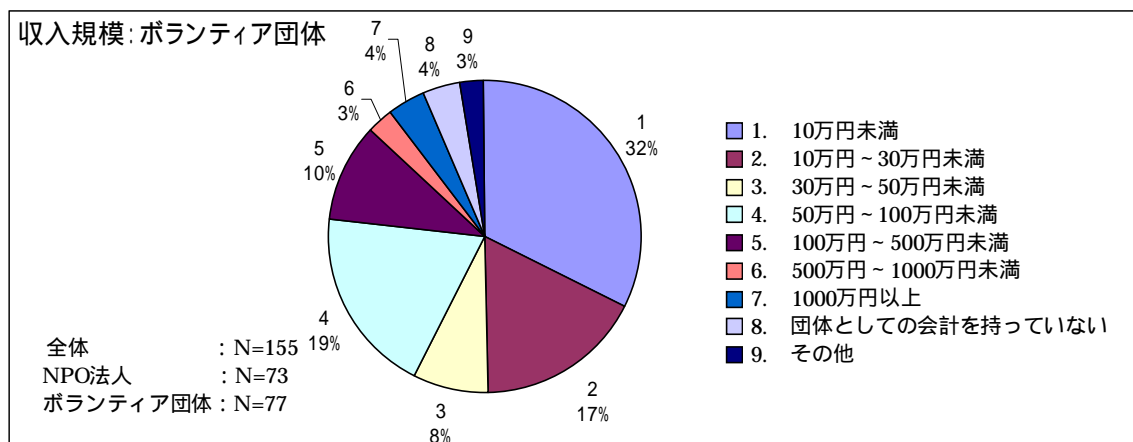
新宿区内の特定地区を活動対象としていると回答した団体に活動地区を質問した結果、ボランティア団体では、大久保・戸塚地域での活動が最多となっていた。NPO法人でも戸塚・大久保・四谷地区と回答している割合が相対的に高い。



（５）財政

ボランティア団体では凡そ3/4以下が100万円未満であった。NPO法人では100万円以上が63%で、1000万円以上は23%であった。収入源としては会費・寄付が主体である。





第2章 団体の運営について

(1) 活動状況(回数)

NPO法人の半数は「ほぼ毎日活動」、ボランティア団体では、週1回から月1～2回の実施が基本パターンとなっている。

(2) 事務所(連絡先)・活動場所

NPO法人では、団体事務所での活動が最多である。ボランティア団体では地域センターが利用される割合が比較的高い。

(3) 事務局スタッフ

回答団体の約60%が無償のスタッフにより支えられている。NPO法人では、常勤有給スタッフを雇用している事例が40%ある。

(4) 支持者の募集方法

会報誌発行、講座・イベント実施、ホームページ利用がNPO法人の主要広報手段である。ボランティア団体ではポスター・チラシ掲示や地域住民組織の会合出席の利用がNPO法人より多い。

(5) NPO法に基づく法人格取得の意向

ボランティア団体の半数は法人格取得の必要性を感じていないが、約30%は将来的には取得の意向を持っている。

第3章 行政との協働について

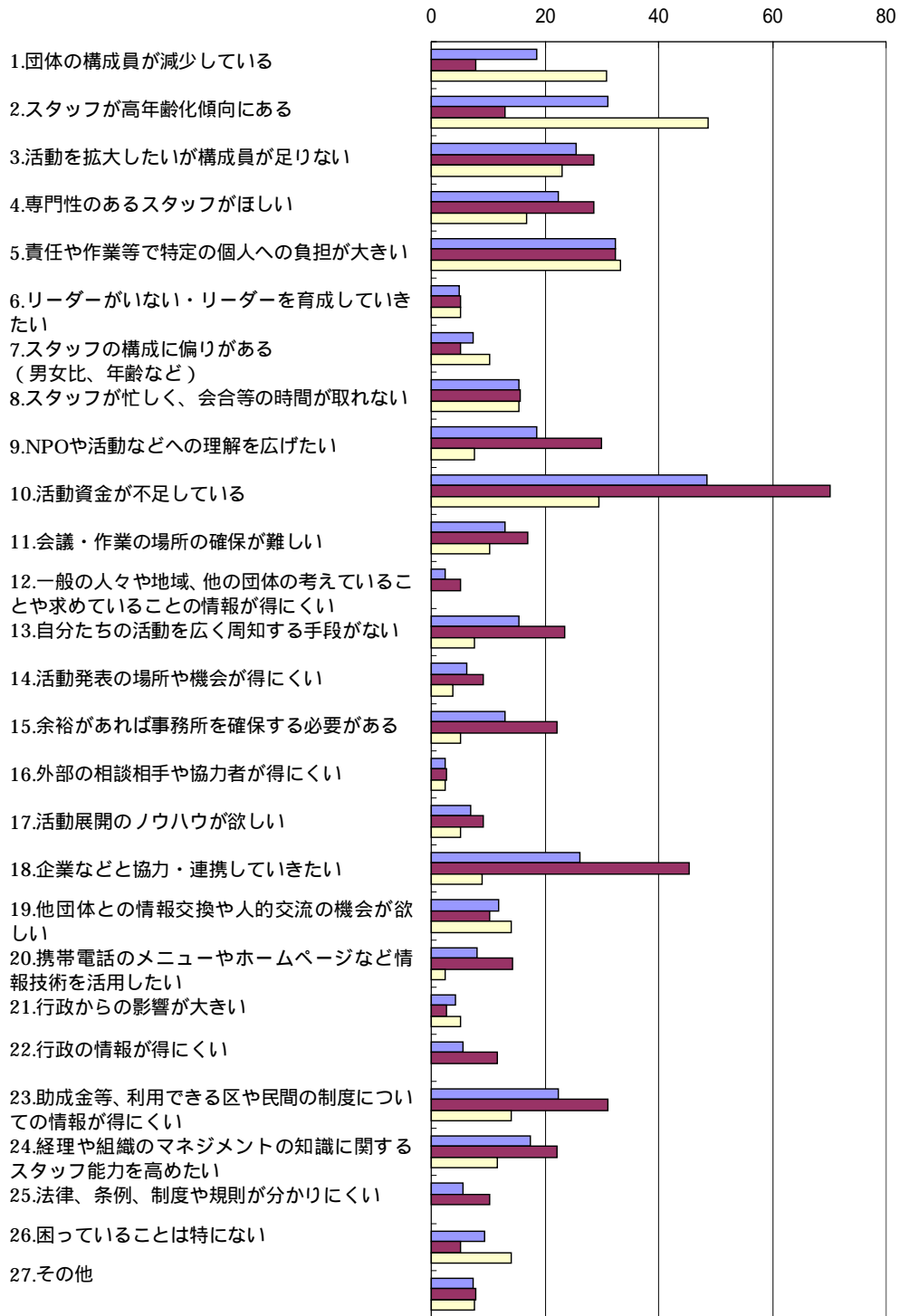
(1) 新宿区(行政)との関係性

NPO法人の過半数は特に関係はないとしている。ボランティア団体では過半数が活動場所で区施設を利用している。そして、30%以上が助成・補助金を受け、同時に区の事業へ協力・参加を行っている。

新宿区との連携・協力の意向については、NPO法人・ボランティア団体とも共通して、イベント等の事業への協力と情報交換の推進を表明している。一方、関係を持たずに独自路線を追求したいとする団体がNPO法人、ボランティア団体とも共通に約5%存在する。

尚、NPO法人では区との情報交換に加えて、委託事業実施を希望する割合が多い。

団体の課題(複数回答・各法人格内での回答割合%)



全体：N=161 NPO法人：N=77 ボランティア団体：N=78

■全体 ■NPO法人 ■ボランティア団体

(2) 協働推進に向けた施策の方向性について

団体の課題

NPO法人は活動推進のための資金と情報・連携が課題(“事業推進”へのニーズ)となっているのに対して、ボランティア団体は新規会員・スタッフ獲得が課題(“団体維持”へのニーズ)となっている。

特に重要だと思う項目として指摘された団体の課題はNPO法人が「活動資金」「専門性のあるスタッフ確保」であり、ボランティア団体が「スタッフの高齢化」「メンバーの減少」であった。

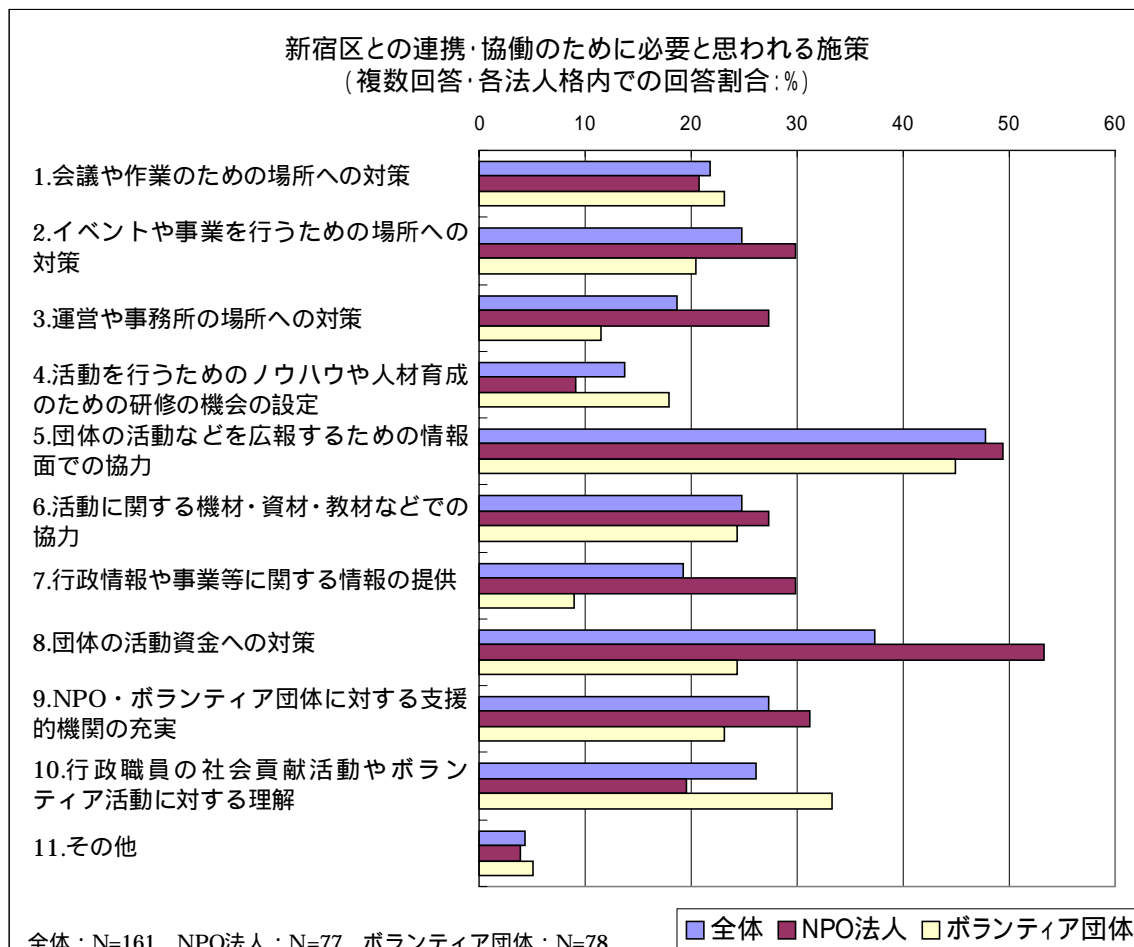
新宿区との連携・協働のための施策の方向性について

回答団体が共通して希望していることは「広報面での協力推進」である。

NPO法人での第1希望は「活動資金への支援」であった。以降、「広報」「支援的機関の充実」「イベント・事業スペースの支援」「行政情報・事業等への情報提供」であった。

ボランティア団体では第2希望が「行政職員の理解の拡大」、次いで「活動に関する機材」と「活動資金」が並んでいる。

各団体の財政状況に着目すると、比較的財政規模の小さな組織からは行政職員の理解の向上が希望され、ある程度の財政規模を持つ組織からは「活動資金」と「支援的機関」のニーズが表明される傾向にある。



第4章 地域団体との連携・協力の方向性について

(1) 団体の目的とする活動以外での活動における地域・社会への貢献活動内容

NPO法人、ボランティア団体とも共通して「社会的問題の学習や地域での課題についての貢献」を志向している。NPO法人では特に「助言・カウンセリング」での貢献を想定する法人が比較的多く、自らの専門的資源（知的資源）の提供による貢献を想定している。一方、ボランティア団体では「施設訪問」や「レクリエーションの提供」が目立ち、自らの活動（アクティビティ）提供による貢献を想定している。

(2) 他のNPO・ボランティア団体など民間組織との連携

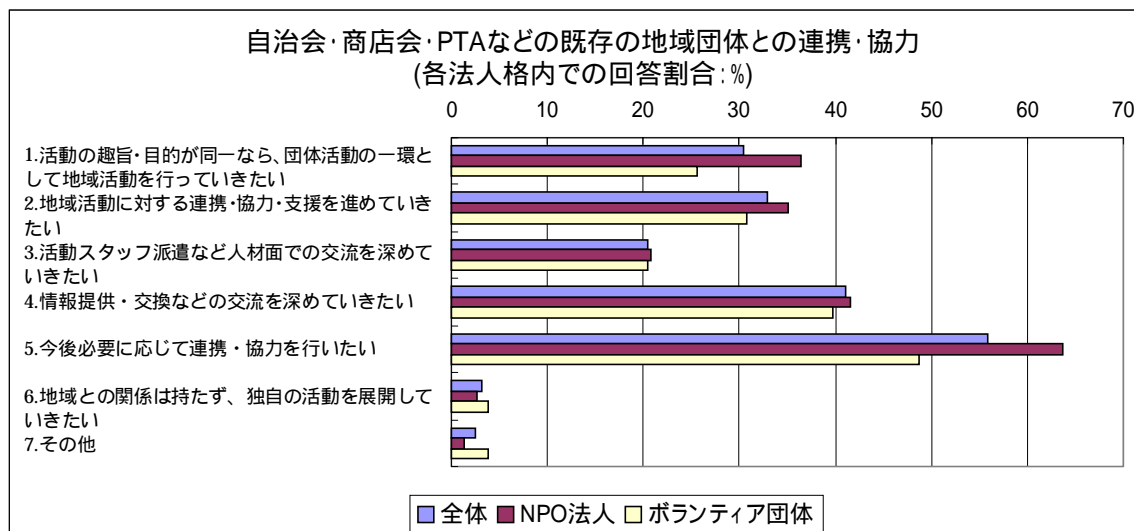
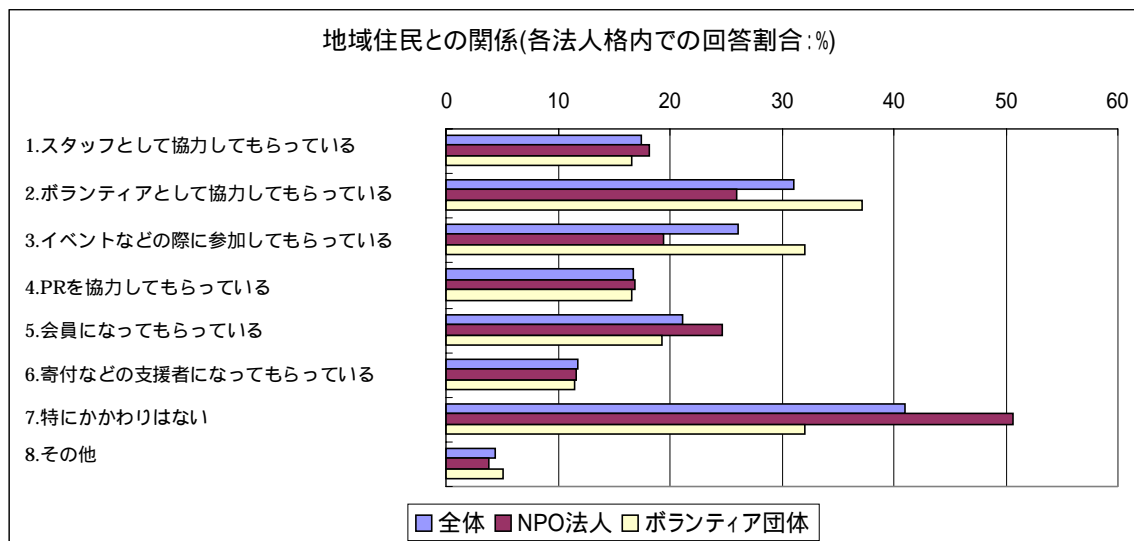
活動と情報の交流・協力を進めて行きたいとする団体が多い。

(3) 地域住民との関係

NPO法人では「特にかかわりがない」とする団体が過半数を超えていた。ボランティア団体では、「ボランティアとしての協力」「イベントでの協力」と具体的な「活動協働者」として強く関係している団体がある。

(4) 自治会・商店会・PTAなどの既存の地域の団体との連携・協力

回答団体の過半数は、今後必要に応じて協力を行いたいとしている。



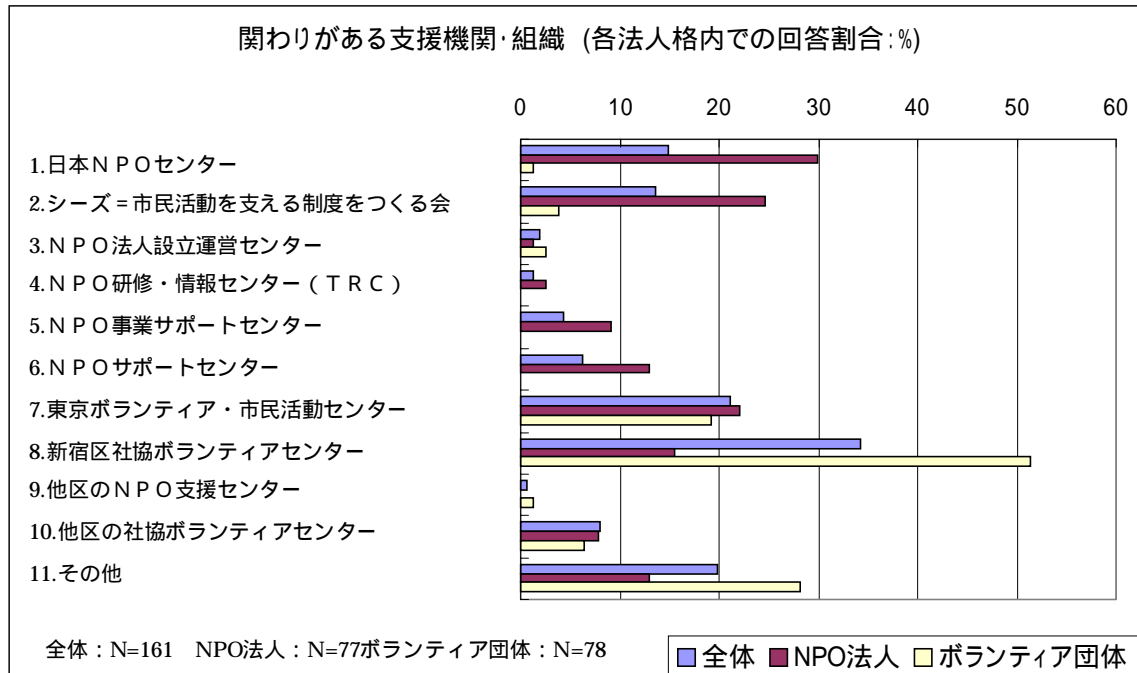
第5章 新宿区社会福祉協議会との関係について

(1) NPO・社会貢献活動団体と支援機関の関係

新宿区社協ボランティアセンターに関わりを持つボランティア団体は50%を超える。

日本NPOセンターやシーズはNPO法人と多く関わりを持つ。

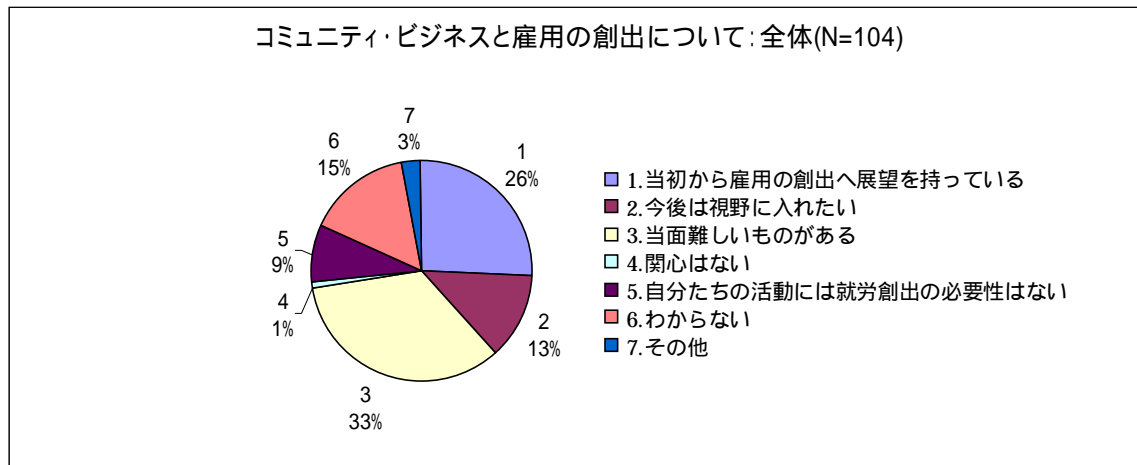
東京ボランティア・市民活動センターはNPO法人、ボランティア団体双方にほぼ同率の割合で関わりを保持している。(本項目の結果については調査母集団が社協ボランティアセンター利用団体を基盤としていることから一定のバイアスがあることを認めなければならない。)



第6章 コミュニティ・ビジネスと雇用の創出について

法人格を持っている団体、及び取得が予定されている団体に対して、「最近NPOに対して、就労創出等に向けた一つのコミュニティ・ビジネスとして関心が寄せられることがあります。どのようにお考えですか？」と雇用の創出に対して質問を行った。

回答団体の約70%はコミュニティ・ビジネスに対して何らかの関心を表明した。NPO法人では約40%が将来的には挑戦の意向を示しており、ボランティア団体でも約30%に上っていた。



今後の地方自治制度のあり方に関する答申

前 文

我が国の地方自治制度は、平成12年の地方分権一括法の施行により、そのありようを一新し、次なる新たなステージを迎えようとしている。市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。

また、地域においては、コミュニティ組織、NPO等のさまざまな団体による活動が活発に展開されており、地方公共団体は、これらの動きと呼応して新しい協働の仕組みを構築することが求められている。

基礎自治体と広域自治体が21世紀においてそれぞれの役割を十分に果たしていく上で、どのような制度に変革していくべきかが問われている。

当調査会は、平成13年11月19日に内閣総理大臣からの「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革」についての諮問を受け、現地での関係者との意見交換会なども行って調査審議を重ねてきたが、当調査会設置以来7回の総会と34回の専門小委員会にわたる議論の結果として、「基礎自治体のあり方」、「大都市のあり方」、「広域自治体のあり方」について、今回一定の結論を得たので、ここに答申する。

なお、憲法第8章の地方自治の本旨の内容を具体化し、分権型社会を制度的にも確固たるものにすることが、さらなる分権改革に託されるべき重要な課題となるものである。このような課題については、地方自治に関する基本的な法制のあり方を含め、当調査会としても引き続き検討していくこととしたい。

第 1 基礎自治体のあり方

1 地方分権時代の基礎自治体の構築

(1) 地方分権時代の基礎自治体

機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行で、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出した。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、

これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まえると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じて事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する基礎自治体の住民となり、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことができるようにすることが望ましい。

(2) 住民自治の充実

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。

基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。

2 市町村をめぐる状況-省略-

3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体-省略-

4 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

(1) 地域自治組織の制度化

基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。

また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となっている。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機

能のひとつである。

こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。

地域自治組織のタイプとしては、当調査会の「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」(平成15年4月30日)で示したように、a)行政区的なタイプ(法人格を有しない。)とb)特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する。)が考えられるが、一般制度としては、基礎自治体としての一体性を損なうことのないようにするということにも配慮してa)行政区的なタイプを導入すべきである。ただし、市町村合併に際しては、合併前の旧市町村が果たしてきた役割を踏まえ、合併後の一定期間、従前のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併前の旧市町村単位にb)特別地方公共団体とするタイプを設置できることとすることが適当である。

なお、地域の状況がさまざまであることから、法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるような制度とする必要がある。

(2) 地域自治組織の仕組み

地域自治組織は、区域内に住所を有する者が当然にその構成員となるものとし、具体的な仕組みは以下のとおりとすることが考えられる。

① 一般制度としての地域自治組織の仕組み

ア 基本的な機能と組織

一般制度としての地域自治組織は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能と住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有するものとし、基礎自治体の一部として事務を分掌するものとする。

地域自治組織の機関として、地域協議会(仮称。以下同じ。)及び地域自治組織の長を置くこととする。また、地域自治組織には事務所を置き、支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせることとする。

なお、区域をはじめ各地域自治組織の基本的な事項は、基礎自治体の条例で定めることとするが、市町村合併に際して地域自治組織を設置する場合は、条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定めることができることとする。

イ 地域協議会

(7) 役割

地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、地域協議会は、地域自治組織の区域に係る基礎自治体事務に関し、基礎自治体の長その他の機関及び地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、それらの機関に建議することができることとする。

なお、基礎自治体の判断により、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の予算、基本構想、重要な施設の設置及び廃止等一定の事項については、基礎自治体の長に必ず地域協議会の意見を聴くよう求めることが考えられる。

(1) 構成員の選任等

地域協議会の構成員は、基礎自治体の長が選任する。

(ア)で述べた地域協議会の役割から、構成員の選任に当たっては、自治会、町内会、PTA、各種団体等地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要がある。

なお、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。

ウ 地域自治組織の長

(ア) 役割

地域自治組織の長は、地域自治組織を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会によりとりまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を実施する役割を担うものとする。

(1) 選任

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任する。

エ 財源

地域自治組織が、地域協議会の意見を尊重しつつ必要な事業が実施できるよう、必要な予算を確保するなど、基礎自治体において地域自治組織の財源について所要の措置を講じることが期待される。

② 合併に際して設置される地域自治組織（法人格を有する。）の仕組み

市町村合併に際しても、①の一般制度としての地域自治組織を設置することはできるが、合併後の一定期間、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合は、特別地方公共団体である地域自治組織（法人格を有する。）を設置できることとすることが適当である。このタイプの地域自治組織について

も、①の地域自治組織と同様の役割が期待される所であり、その組織についても、①と同様、地域協議会と地域自治組織の長を置くほか、事務所を置くこととする。

①との相違点を中心とした制度の仕組みは以下のとおりである。

ア 設置

合併協議により規約を定め、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設けることができることとする。

なお、法人格を有することから、設置に当たって都道府県知事が認可等所要の関与を行う必要がある。

イ 事務の考え方

地域自治組織は、法令により処理が義務づけられていない基礎自治体の事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務であって規約で定めるものを自らの事務として処理する。

また、地域自治組織の機関が基礎自治体の補助機関の地位を兼ねることなどにより、法令により基礎自治体が処理することが義務づけられている事務を地域自治組織において処理することもできるものとする。

ウ 組織等

地域協議会は、地域自治組織の予算等を決定するほか、必要と認める事項につき基礎自治体の長その他の機関に建議することができることとする。

地域協議会の構成員の選出方法は、地域の自主性を尊重する観点から、規約で定めることとする。なお、構成員は、①と同様、原則として無報酬とする。

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任するものとする。

地域自治組織の事務局の職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則とし、必要な場合には、臨時の職員を採用できることとする。

エ 財源

基礎自治体の事務の一部を処理するための財源は、基礎自治体からの移転財源によることとし、基礎自治体は地域自治組織の円滑な事務運営のための財源を確保するよう配慮するものとする。

課税権と地方債の発行権限は有しないこととし、地方交付税の交付対象団体ともしないこととする。

なお、地域自治組織が上記の移転財源による財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、何らかの住民の負担によることができることとすることを検討する必要がある。

③ 指定都市への適用について

指定都市については、行政区その他の一定の区域（出張所単位等）をもって地域自治組織を設置することができることとする。

第2 大都市のあり方-省略-

第3 広域自治体のあり方-省略-

平成15年3月31日
14 新区地第 1881 号の2
区 長 決 定

新宿区協働推進計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 地域と行政との協働を推進するために新宿区が作成する「協働推進計画」(以下「計画」という。)について、地域住民や団体関係者などの意見を十分反映させるため、新宿区協働推進計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の作成について必要な事項の検討を行い、その結果を区長に報告する。

(組 織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる人数について、区長が委嘱する。

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 公募区民 | 2人以内 |
| (3) NPO 団体代表者 | 1人以内 |
| (4) ボランティア活動を行う区民 | 1人以内 |
| (5) 町会・自治会代表者 | 1人以内 |
| (6) 地域センター運営委員会又は地域センター管理運営
委員会代表者 | 1人以内 |
| (7) 民生委員 | 1人以内 |
| (8) 区内企業又は事業者 | 1人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成16年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、具体的事項の検討のために部会を設置することができる。

2 部会で検討した事項については、部会の代表が委員会に報告するものとする。

3 部会の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、区民部地域振興課が担当する。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が公開することを不相当と認めるときはこの限りではない。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

新宿区協働推進計画策定委員会 委員名簿

		氏 名	所 属 等
1	委員長	久塚 純一	早稲田大学社会科学部教授
2	副委員長	成富 正信	早稲田大学社会科学部教授
3	部会委員 (幹事)	浅見 美恵子	公募区民
4	部会委員 (幹事)	小原 聖子	公募区民
5	部会委員 (幹事)	北畠 美篤	NPO法人テラ・ガーデン新宿 代表
6	部会委員 (幹事)	入江 雅子	戸山公園子どもの遊び場を考える会 代表
7		北原 和佳	新宿区町会連合会副会長
8		上田 邦彦	牛込笹筥地域センター管理運営委員会会長
9		小菅 知三	牛込東部地区民生委員・児童委員協議会会長
10		松村 武男	小田急電鉄株式会社法務・環境統括室(環境担当)

名簿の順は、要綱に規定する区分による。

策定委員会等開催状況

【策定委員会】

区 分	開催日・会場	審議内容	備 考
第 1 回	平成 15 年 6 月 23 日 (月) 区役所本庁舎 6 階第 2 委員 会室	1 委員長・副委員長選任 2 計画の策定について 3 今後の進め方について	(傍聴者 5)
第 2 回	平成 15 年 7 月 25 日 (金) 四谷区民センター 5 階 5 1 会議室	1 事例から 2 区民・地域団体と区との協働のし くみづくりについて	(傍聴者 10)
第 3 回	平成 15 年 8 月 26 日 (火) 落合第一地域センター 3 階 第 1 集会室 B	1 区民・地域団体と区との協働のし くみづくりについて	(傍聴者 8)
第 4 回	平成 15 年 9 月 24 日 (水) 区役所本庁舎 3 階 3 0 1 会 議室	1 これまでの 3 回の委員会を踏ま えた「まとめ」の方向性について 2 ボランティア・NPO・事業者と区 との協働のしくみづくり	(傍聴者 2)
第 5 回	平成 15 年 10 月 31 日 (金) 戸塚特別出張所 2 階集会室	1 区民・地域団体とボランティア・ NPO・事業者との協働のしくみづく り 2 策定委員会からの計画への提言 骨子案について	(傍聴者 1)
第 6 回	平成 15 年 11 月 28 日 (金) 新宿区社会福祉協議会地下 会議室	1 「地域との協働」その環境づくり 2 「地域との協働」区の取り組み指 針 3 協働の先進事例の検討	(傍聴者 6)
第 7 回	平成 15 年 12 月 19 日 (金) 若松地域センター第 1 集会 室	1 策定委員会からの計画への提言 案の作成について	(傍聴者 2)

【策定委員会幹事会】

区 分	開催日・会場	審議内容	備 考
第 1 回	平成 15 年 7 月 16 日 (水) 榎町地域センター 3 階工芸 美術室	1 幹事会について 2 幹事長・副幹事長の選出 3 第 1 回策定委員会を踏まえて 4 第 2 回策定委員会の進め方 5 提案シートについて	(傍聴者 3)
第 2 回	平成 15 年 9 月 10 日 (水) 区役所本庁舎 4 階 4 0 1 会 議室	1 これまでの 3 回の委員会を踏まえ た「まとめ」の方向性について 2 「ボランティア・NPO・事業者と区 との協働のしくみづくり」について 3 策定委員提案・地域福祉計画から の提供情報について 4 提案シートについて	(傍聴者 1)
第 3 回	平成 15 年 10 月 16 日 (木) 榎町特別出張所 2 階行政会 議室	1 「区民・地域団体とボランティア・ NPO・事業者との協働のしくみづく り」について 2 「策定委員会からの計画への提言」 案の作成について	(傍聴者 5)
第 4 回	平成 15 年 12 月 12 日 (金) 榎町特別出張所 2 階行政会 議室	1 「策定委員会からの計画への提言」 案について	(傍聴者 1)

なおこの他、委員の自主的な勉強会として平成 15 年 8 月 4 日 (月) 榎町地域センター 2 階行政会議室にて開催された。

【策定委員会からの提言書の提出】

平成 16 年 1 月 21 日 (水) 区役所本庁舎 6 階第 4 委員会室	区長に対する提言書の提出
--	--------------

【庁内ワーキンググループ】

区 分	開催日	検討内容
第 1 回	平成 15 年 6 月 13 日 (金)	1 計画の策定について
第 2 回	平成 15 年 7 月 3 日 (木)	1 策定委員会資料について
第 3 回	平成 15 年 9 月 3 日 (水)	1 協働事業の取り組みについて
第 4 回	平成 15 年 12 月 24 日 (水)	1 「新宿区・地域との協働推進計画」策定委員会から の提言案について
第 5 回	平成 16 年 2 月 2 日 (月)	1 「新宿区・地域との協働推進計画」案について

策定委員会からの提言（平成 16 年 1 月 21 日）から

「はじめに」（委員長コメント）

昨年 6 月、公募区民・地域団体の代表・学識経験者など 10 名の委員により「新宿区・地域との協働推進計画策定委員会」が設置されました。

以後 7 回の策定委員会、4 回の幹事会を開催し、新宿区の持つ様々な特色を生かした「地域との協働推進」のあるべき姿について検討を重ねてまいりました。

現代社会はさまざまな点で大きな変化を遂げています。その一つとしてあげられるものが「公」と「私」との関係の変化です。果たすべき役割についても、有すべき権限についても、かつてのように、「公」と「私」が明確に分離されている状態ではなくなってきました。いわば、「公共の概念」や「公共空間」自体に変化が生じているわけです。その背景には、国際化やグローバル化、情報化、情報公開への要請、自己決定権の尊重など、大きな社会変化と人々の意識の変容があります。

実際に進行している社会の変化と意識の変容という環境の中では、課題として出現する事柄も解決の手法も複雑多岐にわたることとなります。このような環境の中では、地域の人々にとっては重要な課題であると感じられる事柄であっても、行政が気づいていない事柄もあるかもしれませんし、ニーズに即した対応がなされていない場合もあるかもしれません。その意味では、地域社会が抱える様々な課題については、もっぱら、行政が対応するという、従来からの考え方をベースとしたままでは、十分に対応できないものも数多く出てくることとなります。言い換えれば、課題の発見から、解決に至るまで、地域のあらゆる資源を効果的に活用する「地域ぐるみの」対応が求められているわけです。

東京の中心に位置する新宿区は、複雑で多岐にわたる特色を備えた大都市です。安全で安心なまちづくり、少子高齢社会への対応、地球環境の保護などの、一般的に言われている事柄についても、そこには新宿区ならではの特色が見受けられます。さらに、大都市新宿区ならではの課題もあり、解決しなければならない課題が山積しています。もちろん、これらの諸課題に対する対応策は、新宿区の特色を踏まえたものでなければなりません。

新宿区が抱える複雑多岐にわたる課題に対応するには、日常生活の全般にわたって、新宿区の全域について、日常的な接点を持っていること、個別の諸問題について、その構造的特質を深く熟知していること、区民・事業者・各種団体・行政のそれぞれが担ってきた機能や保有している諸資源を有効に活用すること、等が求められます。いわば、諸課題のありようを、継続的に面のレベルで把握し解決できる能力と、変化に富む個々のテーマを把握し解決できる能力が求められているわけです。そのためには、特定の人々や団体のみが課題に対応するのでは不十分です。それだからといって、数多くの重複した対応策を講じることも事柄の解決には至りません。必要なことは、それぞれの

団体や個人が、それぞれの分野で、その能力を多彩に発揮して、相互に協力しながら課題の解決に取り組むことです。

新宿区には、従来から大きな役割を果たしてきた区民の方々や様々な地域団体があります。町会・自治会といった地域団体は、新宿区という大都市の中で、地域に密着した重要な活動を展開しています。とはいえ、組織率の低下や高齢化などにより、ひとり町会・自治会だけでは解決できない課題を抱えていることも事実です。

しかし、他方では、豊富な種類のボランティア・NPOなどが、生涯学習・福祉・医療・環境などの幅広い分野で活動の輪を広げています。また、多くの事業者も地域活動に参加するといった芽がはじけてきました。

これら諸々のアクターと行政とが、さまざまな分野で、その能力を多彩に発揮して、相互に協力しながら課題に対応することができれば、大都市新宿区の抱えている複雑多岐な諸問題も解決に向かって動き始めることでしょう。

そのためには、それぞれのアクターが相互に対等なパートナーであるという考え方を基本にして、「誰が・どこで・何を話し行動するのか？」という、地域の課題を解決する基本的な仕組みを創らなければなりません。さらに、そのためには、「場所」「人」「情報」などの、重要でありながらも限りある資源を、どうすれば積極的に活用することができるのか？が問われることとなります。

このようなことを踏まえ、策定委員会は、様々な主体の現状と課題を整理し、複雑で多様性を持った新宿における「地域との協働」を推進するための基本目標・基本原則と具体的な施策を盛り込んだ提言を取りまとめました。

地方分権の時代を迎え、地域を構成する多くの区民・団体の人々・行政が、多様性とその機能を認め合い、自立して相互に支え合うことは、ますます重要なことになってきました。「地域との協働」を推進するという課題について、新宿区が委員会からの提言を尊重し、今後の区政に具体化していくことを期待いたします。

平成16年1月

新宿区・地域との協働推進計画策定委員会
委員長 久塚純一

新宿区協働推進計画庁内ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 新宿区地域との協働推進計画(以下「計画」という。)の円滑な策定を図るため、新宿区協働推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)への支援及び庁内策定体制である協働主任会議の補佐を行うことを目的として、新宿区協働推進計画庁内ワーキンググループ(以下「ワーキング」という。)を設置する。

(組織)

第2条 ワーキングは、代表及び委員をもって構成する。

2 代表は区民部副参事(協働推進担当)の職にある者をもって充てる。

3 代表は、ワーキングを統括する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 ワーキングは、代表が召集する。

(所掌事項)

第3条 ワーキングは、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

(1) 委員会の議案に関すること。

(2) 委員会への資料提供及び委員会の報告書作成支援に関すること。

(3) 計画と個別計画に係る調整事項に関すること。

(4) 委員会からの報告を踏まえた計画案の検討に関すること。

(5) その他、計画の策定に関し代表が必要と認める事項

(部会)

第4条 ワーキングに部会を設置する。

2 部会の委員は、ワーキングの委員のうちから、代表が指名する。

3 各部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選による。

5 部会は、部会長が召集し、主宰する。

6 部会は、代表の指示に基づき、計画の策定に必要な調査・検討を行い、その結果を代表に報告する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 ワーキングの事務局は、区民部副参事(協働推進担当)が担当する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング及び部会の運営について必要な事項は、区民部コミュニティ担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月12日から施行する。

別表 (第2条関係)

委 員	企画部企画課長 総務部総務課長 区民部商工課長 特別出張所長(特別出張所長の代表) 福祉部社会福祉協議会担当部長 福祉部管理課長 福祉部副参事(少子化対策計画担当) 衛生部保健計画課長 環境土木部管理課長 都市計画部計画調整課長 教育委員会事務局教育政策課長
-----	---



この印刷物は、業者委託により500部印刷製本しています。その経費として1部あたり410円(税込)がかかっています(なお、編集時の職員人件費や配送費等は含んでいません)。

新宿区・地域との協働推進計画

発行年月日 平成16年3月(2004年)

発行 新宿区区民部協働推進担当

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話番号 代表 03(3209)1111

登録物印刷番号

2003 - 14 - 2601

R100
A協働会等100%再生紙を使用しています